

平成25年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成25年12月4日 開会

平成25年12月6日 閉会

奈井江町議会

平成25年第4回奈井江町議会定例会

平成25年12月4日（木曜日）  
午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
  - 1. 会務報告
  - 2. 議会運営委員会報告
  - 3. 委員会所管事務調査報告
  - 4. 例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第7号 地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第1号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第2号 平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第3号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第4号 平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第5号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第3号）

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良	治
副町	長	三本	英	司
教育	長	萬	博	文
まちづくり課	長	相澤		公
くらしと財務課	長	小澤	克	則
ふるさと振興課	長	碓井	直	樹
おもいやり課	長	馬場	和	浩
まちなみ課	長	大津	一	由
健康ふれあい課	長	小澤	敏	博
やすらぎの家施設	長	表	久	義
教育次	長	鈴木		隆
くらしと財務課長補佐		秋葉	秀	祐
教育委員	長	堀	美	鈴
農業委員会	会長	桑島	雅	憲
代表監査委員		中野	浩	二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	岩口	茂
庶務係	長	栗山	ひろみ

平成25年第4回奈井江町議会定例会

平成25年12月6日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第6号 奈井江町債権管理条例
- 第 3 議案第8号 奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第9号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 7 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 8 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良治
副町	長	三本	英司
教育	長	萬	博文
まちづくり課	長	相澤	公
くらしと財務課	長	小澤	克則
ふるさと振興課	長	碓井	直樹
おもいやり課	長	馬場	和浩
まちなみ課	長	大津	一由
健康ふれあい課	長	小澤	敏博
やすらぎの家施設	長	表	久義
教育次	長	鈴木	隆
くらしと財務課長補佐		秋葉	秀祐
教育委員	長	山中	敦子
農業委員会	会長	桑島	雅憲
代表監査委員		中野	浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂  
庶 務 係 長 栗 山 ひろみ

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会の出席、大変ご苦労さまです。

本会議を始めます前に1点ご報告致します。

今般、奈井江商業高等学校より、授業の一環として、本日の定例会を午前10時半頃より、40分程度の時間で傍聴したい旨の申し出が事前にありました。

町政の運営に関心をもって頂き、私も大変喜んでおりますが、教師・生徒合わせまして30名とのことであります。

傍聴規則第3条においては、傍聴人の定員は30人と規定されていることから、同条ただし書き「議長は必要に応じて増員することができるものとする」を適用し、本日の傍聴人の定員を増員した旨、報告致します。

傍聴される方々は、座席が大変狭くなりますけれども、ご理解頂きますよう、お願い致します。

また、奈井江商業高等学校及び、北海道新聞、プレス空知、町広報より、開会中、議場での写真撮影の申し出があり、許可したことを報告します。

それでは、只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成25年第4回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番遠藤議員、9番鈴木議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から6日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から6日までの3日間に決定しました。

---

**日程第3 議長諸般報告**

**1. 会務報告**

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

---

**2. 議会運営委員会報告**

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

改めて、皆さん、おはようございます。

定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

本定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日平成25年9月13日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は①追加議案についてでございます。

2番目と致しまして、委員会開催日平成25年11月29日、調査事項は、第4回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④意見案、陳情、要請等の取扱いについて、⑤調査等についてでございます。

以上、議会運営委員会を開催致しておりますので、報告申し上げます。

---

**3. 委員会所管事務調査報告**

(10時04分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。  
まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第4回定例会出席大変にご苦労さまです。

第3回定例会において付託されました調査事項についての調査を終了しておりますので、報告を申し上げます。

まず委員会開催日10月3日、調査事項、調査第1号「交通安全・防災対策について」であります。

まちづくり課長、交通防災主幹の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容は、交通安全関係としまして、1. 人身事故発生状況について、2. 平成24年奈井江町物損事故状況について、3. 死亡事故ゼロ連続日数について、4. 交通安全関係団体・活動について、5. 交通災害共済関係についてであります。

また、防犯関係としまして、1. 刑法犯発生状況について、2. 防犯カメラ設置状況について、3. 防犯関係団体及び活動について、4. 生活安全条例の制定等についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見要望としまして、所管事務調査を行う前に、砂川警察署の担当職員より交通安全・防犯対策について講話をいただき、調査の参考としました。

本町の交通弱者への安全に対する町民意識は大変高く、特に高齢者や通学児童等、子どもたちの安全を守るため、交通安全指導員会、交通安全協会をはじめ、町民総ぐるみの運動が展開されており、関係各位に対し心より敬意を表する。

幸いにも、近年町内の人身交通事故の発生状況では減少傾向にあることが報告された。今後とも町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めていただきたい。

防犯対策においては、地道な日々の活動の積み重ねが犯罪防止に大きな効果を発揮するといわれている。

今後も、防犯活動が一層推進されることを期待する。

防犯カメラには、犯罪を未然に防ぐ抑止効果があることから、犯罪や声かけが発生しやすい場所への増設を検討し、なお一層安全で安心して暮らせるまちづくりに、引き続き努めていただきたいというものであります。

次に、委員会開催日10月16日、調査事項、調査第2号「鳥獣被害対策について」であります。

ふるさと振興課長、農政主幹、農政係長、農政係主査の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。



調査内容は、1. 北海道における有害鳥獣駆除対策について、2. 有害鳥獣（エゾシカ）対策について、3. 電気牧柵設置状況図について、4. 有害鳥獣対策について、5. LED鳥獣忌避装置についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見要望としまして、近年の鳥獣被害の傾向として、エゾシカにおける農作物被害に加え、特定外来種のアライグマ被害が増加していることが報告された。

町では、被害防止対策として、近隣市町に先駆けて延べ35kmに及ぶ電気牧柵の設置、砂川市との広域での協議会への参加、捕獲従事者の確保対策などの取り組みが行われてきたことは、評価するものである。

鳥獣被害対策は、個体数が増加する中、様々な対策を総合的に行うことで、高い被害防止効果が得られるとされている。

今後においても、地域の声や実態を把握した対策を着実に進めることに加えて、的確なデータ収集や効果検証に基づき、忌避回避装置モンスター・ビームなどを整備することで河川・道路からの進入防止など、効果的な鳥獣被害防止対策の取り組みの強化に努めていただきたいというものであります。

次に、委員会開催日10月30日、調査事項、調査第3号「地域包括ケアシステムの実施状況について」であります。

健康ふれあい課長、同主幹、介護支援係の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容は、1. 地域包括ケアシステムの必要性について、2. 地域包括ケアシステムの構築プロセスについて、3. 地域包括支援センターの役割について、4. 地域ケア会議について、5. 医療と介護の連携について、6. 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加について、7. 地域包括ケアシステムを構築するため諸主体が取り組むべき方向について、8. 関連施策について、9. 広域連合事業報告書より各市町の統計資料についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見要望としまして、本町における高齢化の状況は、現在36%に達しており、平成32年には42%と見込まれ、さらに平成47年には47%に達することが予想されている。

このような状況の中、高齢者の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれることから、どこに住んでいても適切な医療・介護・生活支援が受けられる社会の実現のため、地域包括ケアシステム構築の重要性が報告された。

地域包括ケアシステム構築に向けては、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことで、必要な支援を効果的に取り組むことが急がれる。

住民と共に地域全体で支え合いながら、複数の視点から重層的、組織的、効果的に高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、人材の発掘や育成を含めて積極的に地域資源を活用したネットワークシステム構築に取り組んでいただきたいというものであります。

次に、委員会開催日11月14日、調査事項、調査第4号「小中学校の大規模改修等

の実施状況について」であります。

教育次長、総務学校教育係長の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容は、1. 奈井江小学校大規模改造工事工期別工事内容については、契約額及び工期について、平成25年度第2期工事実績について、奈井江小学校1階、2階平面図についてであります。

また、2. 奈井江中学校耐震補強工事 工期別工事内容については、契約額及び工期について、第1期、第2期工事計画について、奈井江中学校平面図、立面図についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見要望と致しまして、小学校大規模改修の実施にあたっては、児童や教職員からの意見・要望を十分取り入れた中、各所で細部にわたる配慮がなされており、機能的な学習環境や衛生環境など施設の充実が図られたことを評価するものである。

中学校耐震補強においては、次年度も引き続き確実な事業推進により、安心・安全な学校づくりが達成されるよう望むものであります。

今後とも、学校と教育委員会がより一層連携すると共に、子ども達の意見を十分に取り入れた中、より良い学習環境の改善・整備に努力願いたいというものであります。

以上で、報告を終わります。

---

#### 4. 例月出納定例検査報告

(10時14分)

##### ●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

##### ●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時15分)

##### ●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、平成25年第3回定例会以降の主なる事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、10月1日、従来から運行を行って参りました町営バス向ヶ丘線に加えて、新たに市街地循環線及び乗り合いタクシーを追加した地域公共交通がスタート致しました。

23日、奈井江町では初となります、交通事故死ゼロ連続1,500日を達成しました。

11月14日には、150名余りの町民にお集まりを頂きまして、1,500日達成をお祝いすると共に、次なる大きな目標を目指しながら町民大会を開催致しました。

11月12日、中空知広域市町村圏組合の第3回理事会におきまして、中空知5市5町の首長が「5市5町で、定住自立圏構想に取り組むこと」で基本的な考えが一致致しました。

中心市に権限、財源が集中することにならないか、新たな合併に繋がることにならないか、などの懸念があったのも事実でございますが、多くの時間を費やしまして、慎重に議論を重ねて参ったところでございます。

制度上、滝川市と砂川市が複眼型の中心市になりまして、他の8市が連携市町という形になりますが、国の制度が主体となるのではなく、「それぞれの市町の主体性を奪うことなく、中空知オリジナルとして、この制度を活用致しまして、圏域全体のレベルアップを図って行こう」という確認がなされたところでございます。

いずれに致しましても、今はまだスタート・ラインに立ったばかりでございまして、今後、広報などを通じて住民理解を深めて参りたいと考えております。

11月21日には、東京都で開催されました全国町村長大会に出席をさせて頂きました。

大会においては、別添資料のとおり、「真の地方分権改革の推進」「TPPへの参加反対」など、7項目にわたる決議を行なったほか、特別決議と致しまして、「道州制導入の断固反対」を決議致したところでございます。

翌22日には、町政功労者の顕彰式ならびに表彰式を行いました。

顕彰の部におきましては、永年公職者として町政運営にご功績を残されました山川俊憲様、林辰三様、鈴木勲様、中野忠雄様の4名の方に町政功労章を。表彰の部におきましては、教育文化部門におきましては、山中敦子様、嶋崎永二様。自治振興部門におきましては岡本克也様、それぞれ、表彰状を贈呈させて頂きました。

また併せて、多額のご寄付等を賜りました8名の皆様に、感謝状の贈呈を致しております。

最後に、ふるさと振興課の関係でございますが、9月29日、交流プラザみなクルの落成式を行なうと共に「北翔大学および短期大学部との連携協定」の調印式を行なっております。

おもいやり課に記載をしておりますが、10月20日には、「障害福祉フォーラム」を、26日には「遊びのフェスティバル」を「みなクル」で開催致しまして、北翔大学の学生も含めて、町内外から多くの方々に参加頂いているところでございます。

11月23日には、新穀感謝祭を執り行いました。

本年は、春先の低温によりまして農作業の遅れが心配されましたが、5月下旬以降、天候が回復致しまして、夏場も日照や気温に恵まれた結果、良好な出来秋を迎えることができました。

北空知の作況指数につきましては104となりまして、前年を下回りましたが、本町においては「ゆめぴりか」の出荷数量も16%増加となったほか、低蛋白米の出荷率につきましても、各品種ともに前年を上回る結果となりました。

農業者の皆さん、関係各位の努力に、改めて敬意を表するところでございます。

以上、行政報告と致します。

---

## (教育行政報告)

(10時21分)

### ●議長

教育長。

(教育長 登壇)

### ●教育長

おはようございます。

お手元でございます教育行政報告より、2点につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず1点目は、10月17日、「奈井江町教育の明日を考える集い」を文化ホールで、約210名を超える参加を頂きまして、開催をすることが出来ました。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会による学校の紹介、クラブ活動等の状況を生徒自ら、発表し、本校を町民各位にPRをしたところでございます。

第2部では、花園大学、客員教授の水谷 修先生から「今、子どもたちは～夜回り先生からのメッセージ」と題して、ご講演を頂きました。

夜の世界の危うさ、周りの親や大人たちの心ない一言で、転落をしていく子どもたちの存在、命の大切さを時間いっぱい熱弁を振るって頂きました。

子どもたちに対する先生の強い思いに、ほぼ満席の会場が圧倒された、感をしたところでございます。

この集いの目的でございます、高校の存続に向けてのPRが、今回も充分果たされた

ものと考えております。

また、教育委員会と致しましても、11月6日、通学可能な中空知市町、美唄市、合わせて13の中学校を訪問し、行政が生徒に対する支援策などを校長先生にご説明をし、生徒や保護者に対し、周知をして頂くようお願いをしたところでございます。

今後とも、高校と連携を図りながら、来年度の生徒確保に向けて、取り組んで参りたいというふうに考えてございますので、議員各位ならびに町民各位のご理解とご協力を切にお願いするものでございます。

2点目は、「総合文化祭」についてであります。

11月2日、文化ホールにおいて、「奈井江小学校合唱クラブ」をはじめ、13の団体114人の皆さんによります芸能発表会を開催し、公民館では、11月2日から4日までの3日間に渡り、小、中、高の子どもたちの力作も含めて、31の団体と個人合わせて、1,300を超える作品を展示させて頂きました。

文化祭の開催にあたり、ご協力を賜りました文化連盟をはじめ、関係団体、町民各位に心より感謝を申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

---

**日程第5 町政一般質問**

(10時24分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

---

**(1. 2番石川議員の質問・答弁)**

(10時25分)

●議長

2番石川議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。

第4回定例会のご出席お疲れさまでございます。

通告順に従いまして、一般質問を致します。

今回、私は、2問について質問致します。

よろしくお願い致します。

1つ目の質問としては、奈井江町の定住化政策について質問致します。

先日、議案説明の際に、11月に奈井江町の人口が6,000人を割ったとの報告がございました。

残念な事ではありますが、人口減少は奈井江町だけではなく、一部の例外を除いて、近隣市町村を含め全国的な傾向であります。

そのような中で、奈井江町は、過去に様々な定住化政策を行って参りました。また、現在も進行中でございます。

私は、それぞれが有効な施策であると評価はしております。

また、今後の施策についても期待をしております。

質問致します。

今年度、当初予算で614万5千円のまちづくり定住促進対策事業に要する経費を計上しておりますが、現在の予算の執行状況を含めた定住化政策全般の状況は、どのようになっているかを伺います。

また、町内の主な企業の従業員の皆さんの地元定住率と、町の住宅分譲の現状を伺います。

●議長

(10時27分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

改めて、傍聴者の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、お答え申し上げていきたいと思いますが、まず定住化対策についてでございますが、地域の定住については、奈井江町のみならず、今、お話しございましたように、地方全体として人口が激減しておりまして、このような状況の中で、どうやって解決していくのか、日本全体に及ぶ政策課題の1つであると考えております。

これは石川議員もご指摘あった通りだと思います。

さて、奈井江町では現在、直接的に費用を支出している定住対策経費と致しましては、分譲地の広告・宣伝、土地の購入に対する助成制度の2つがございます。

チラシについては、町内は区長回覧での配布を行う一方で、滝川、砂川、美唄のほか、上砂川、浦臼の3市2町に新聞折り込みで分譲地のチラシを配布しておりまして、印刷代と合わせて6万7千円の支出を致しております。

次に、土地購入に対する助成金と致しましては、ご承知の通り、土地代金の20%分をキャッシュバックしております。

住宅につきましては、町内業者で建築した場合には100万円、町外業者の場合には50万を追加で助成致しているところでございます。

北町児童館西側の分譲地を購入致し、町内業者で建築した場合、販売価格が約306万円に対し、その半額以上にあたる161万円が交付となるわけでございます。

今年度においては、今年、竣工となった3名の方に合計333万円の補助金を交付致しております。

このほか、直接的な支出ではありませんが、平成19年から、「マイホーム・ナビ～奈井江住宅情報」と題しまして、売却を希望する個人所有の土地や住宅の紹介を、ホームページで町では行っているほか、アパートの空き室情報については、商工会と連携を図りながらチラシを作成し、情報提供を行っているところでございます。

マイホーム・ナビでは、現在までに土地56件の紹介に対しまして7件、住宅16件の紹介に対し9件が売却となっております。一定の成果を上げているのではないかと思います。

次に、2点目の「町内企業の地元定住率と町分譲地の現状について」でございますが、平成22年の国勢調査によりますと「従業地・通学地による人口・産業等集計結果」によりますと、町内において就業・通学する人については、約3,450人。このうち、約1,950人が町民で、残り約1,500人が町外から通勤・通学しているところでございます。

一方で、町外に通勤・通学する町民も1,000人ほどいる状況でございます。

さて、町内の立地企業においては、一昨年、社員寮の建設に取り組みされました企業が2社ございまして、合計で42戸分の社員寮が建設されました。

町と致しましてもその両社に助成金の交付を行ったことは、ご承知かと思うところでございます。

また、平成21年22年にかけては、民間の世帯向けアパート2棟8戸分に対する助成も行ってきました。

町長の立場と致しまして、1人でも多くの方に奈井江町に住んで頂きたいと考えておりまして、今後も、そういった助成を継続し、積極的な定住の促進に努めて参りたいと考えております。

次に「分譲地の現状について」でございますが、今年度は、予定も含め2件の販売がなされておりまして、残り11物件が、分譲中でございます。

今後の予定につきましては、現在、策定中の「奈井江町住生活基本計画」において、アンケート調査を行う予定でございまして、その結果も参考にしながら、今後の分譲施策について、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程をお願い申し上げます。

以上答弁と致します。

●議長

(10時33分)

石川議員。

●2番

只今、町長のご答弁の中から、一定の成果を上げている、それから積極的に行って参

りたいと、そういうことに対しましては、私も同感でございます。

またですね、私は以前、別の質問の中で、奈井江町の医療・福祉・子育て支援をはじめとする政策やインフラ整備の充実、交通アクセスの利便性を申し上げたことがございます。

また、先ほども申し上げましたが、今年度の定住化促進対策事業に対しましても評価はしております。

加えて、私たちの町には、まちづくり自治基本条例、子どもの権利条例などや、今年度4月に制定された全国の町村初の奈井江町おもいやりの障がい福祉条例など、町民の住み良い生活にきめ細かく配慮された条例があります。

そして、今年度、新たに地域公共交通が本格運行し、中心市街地には、新しい町民の憩いの場である、みなクルがオープン致しております。

一方ですね、私の主観と致しましては、町内の企業にお勤めの方の町外の定住率が多少高いのではないかとこの観念がございます。

この方達の中にはですね、各企業従業員の平均年齢が示すように、若い方達が多数おられます。

私は、奈井江町が持つ、住民の住み良い生活に配慮された多くの施策や施設と、交通の利便性という立地条件の良さを、地元企業にお勤めの従業員、特に子育て世代を中心とした若い世代の人達を含めた町外に在住の皆さんに活用して頂く為にも、また、人口の増加がもたらす税収の増加を含めた経済効果等、多くの利点を考慮しながら、来年度に向け、更に踏み込んだ総合的な定住化政策が必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

●議長

(10時35分)

町長。

●町長

再質問ですね、今、お話ありましたように、まさに、定住化率は、全体からいうと、こちらの企業に勤めて頂いている人たちが、定住化率が少ないことは、これまた事実でございます。

ただ、近隣にいる、家庭から通っているというメリットもあるということも事実でございます、会社の幹部の方々に言わせますと、家庭から通って非常に安定的である。そして、技術を高めても決して移動しない、移転しないといえますか、そういう強さがあることは事実でありますけれども、町の立場としては、出来るだけ定住化対策に踏み切っていかなければいけない、促進しなければいけない、こういうふうに考えておりますから、そういうことも含めてですね、十分内部で検討しながら今後の方向のあり方について、今、石川議員が提案ありましたことも含めながら、内部で十分検討し、また、地域の皆さん方、新たな組織を作りながら、また、関係者の皆さんも含めて、これらの今後の進路といえますか、考え方を作り上げていきたいと、こういうふうに考えております。



ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(10時37分)

石川議員。

●2番

私は、定住化促進事業には2つの対象があると思っております。

1つは、現在、町内に住んでいる方に対して、2つ目は、町外に住んでいる方に対してであります。

両方とも大切なことではございますが、今は特に後者の方たちの中で、町内企業にお勤めの方を中心に、職場と住まいが同じ町であることの利便性と、その町が住み良い町であることを強く訴えて、定住化を促進することが必要であると思っております。

また、現在、奈井江町にお住まいの町民に対しては、住環境にどのようなニーズがあるのかを調べながら、いかに中心市街地に集約できるか、そこに町外からの移住を促進する施策を織り込んでいくべきであると思っております。

よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2つ目の質問を行いたいと思っております。

2つ目の質問は、交流プラザみなクルの運営状況と今後の運営についてを伺いたいと思っております。

2つ目の質問に対しては、細目で3項目について、1つずつ質問を致したいと思っておりますので、お答え頂きたいと思っております。

去る10月1日に交流プラザみなクルがオープン致しました。

多くの町民の皆さんのご意見を頂きながら、子供からお年寄りまで、気軽に立ち寄ることができる交流の拠点、農商工連携による情報の受発信と高齢者の生活支援の拠点、という理念の基に、自由に利用できる交流エリアと、申請をして利用する活性化エリアを有する、中心市街地に建設された町民の憩いの場として、今後大きな期待を寄せられる施設であります。

私自身も、従来から町内のコミュニティーの活性化を訴えている者の1人として、このみなクルのオープンを大変嬉しく思っております。また、今後大きな期待をしております。

それでは、質問を致します。

まず、町民の皆さんへのみなクルの利用方法や、そこで行われる事業の周知は、どこで、どのように行われておりますか。

また、利用の申し込みは、どこで、どのように受け付けてられていらっしゃいますか。お願ひ致します。

●議長

(10時40分)

町長。

●町長

2点目の交流プラザみなクルの運営状況と今後の運営についてというご質問でございます。

3つに分けてということですが、交流プラザみなクルに関する質問でございますが、この施設については、9月29日、町内外から多くのご来賓の皆様方にご出席を頂き、落成式を執り行いました。

また当日につきましては、施設見学会を行いまして、約250名の町民の皆さんにお越しを頂きました。

施設の建設にあたりましては、平成23年度から、大変多くの町民の皆さんからご意見を頂き、人口減少や高齢化、中心市街地の活性化など、将来にわたる町の課題解決に結び付くようにと、大きな期待を受けて、オープンしたところでございます。

1つ目の質問の施設利用や事業の周知方法、申込み窓口についてでございますが、施設オープンにあたっては広報ないえ9月号から継続して、特集ページを作成致し、見られたかと思いますが、しておりまして、新しい施設の性格、利用方法、使用料のほか、実施した事業の状況、さらには関連する地域公共交通の利用方法などを周知しております。

申込み窓口等については、基本的に「交流プラザみなクル」において受付をしておりますが、休館日は役場で対応しております。

また、夜間における職員の連絡体制も考慮しております。

周知に関しましては、まだオープンしての新しい施設でありますので、今後におきましても、施設の利用方法や事業の実施、あるいは予定など、分かりやすい周知を図って参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長

(10時42分)

石川議員。

●2番

只今、町長のご答弁にあったようにですね、町民の皆さんに、みなクルでは、いつ、どのようなことが行われているのか。どこに行って、どのように申し込んだらよいのかをきめ細かく周知する。また、その窓口を分かりやすく広めることが必要であると思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

細目の2つ目なんですけれども、みなクルは10月1日のオープンから約2ヶ月が過ぎました。

現在までどのような事業が行われたのか、それぞれの事業と、事業ごとの参加者数を教えて頂きたいと思ひます。

また、利用後のアンケート等、利用者のご意見や感想は、どのように伺っているのか

ということを伺いたいと思います。

●議長

(10時43分)

町長。

●町長

ここでお答えさせていただきます。

2点目の現在までの事業の開催状況、利用人数でございますが、各事業ごとの状況におきましては、10月12日の「町民歩こう会」の集合場所と致しまして35名の利用がございました。

また、10月20日開催の「障がい福祉フォーラム」では130名でございました。

10月26日開催の「遊びのフェスティバル」及び「商工会青年部のハロウィンイベント」では221名、11月10日商工会主催でございますが、「石釜ピザづくり体験」では120名と聞いております。11月22日開催の「ひまわりクラブ交流会」では80名、12月1日の「年賀状作成講座」については15名の利用がございました。

事業の合計につきましては601名の参加者でありました。

10月1カ月間の事業への参加を除く一般延べ来館者につきましては、延人数でいきますと893名、1日平均に致しますと33名と相成ります。

11月には、延べ630名、1日平均に致しますと24名であります。

葬儀に関しては、3件のご利用がございましたが、この中の人数の中にはカウントされておりません。

一般利用者、事業への参加者の合計でいきますと10月11月の2カ月間で、延べ2,109名の方にご来館を頂いているということでございます。

利用の形態でございますが、一般利用者では、休日にサロンで勉強する学生、小さなお子さんを連れて来館されるご家族、団体行事の打ち合わせでの利用が見受けられるほか、文化ホールで開催される事業の時間調整などにも、ご利用頂いております。

また、バス利用者にも待合所として、ダイヤに合わせて、ご利用を頂いております。加えて、町主催のそれぞれの事業において、連携協定を締結した北翔大学からご参加を頂きまして、学生が持つ専門的な知識・技能を発揮して頂きながら、有意義な事業運営にご貢献を頂いております。

次に、利用者の意見や感想の集約に関する事、施設の活用方法、利用に際してのご希望など、広く聴いていくことが必要と考えております。

しかしながら、まだ施設開設から日が経っていないことから、今、施設を訪れる来館者の多くは、施設の見学が主な理由でございますが、また事業に参加する方は、それぞれの事業に関心を持って、ご参加を頂いております。

従って、当面は、来館する方への施設の説明、あるいは、ご質問に対し、丁寧にお答えする対応をとりながら、一定期間が経ち、町民の皆様、団体等の施設利用が日常化する状況を捉えながら、利用者データの整理を行いまして、必要な事項について、アンケートや関係団体からの意見聴取などを行って参りたいと考えておりますので、ご理解を

賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(10時48分)

石川議員。

●2番

より良い施設運営を行うためには、只今町長がおっしゃったように、利用者の感想を聞くべきだと思っております。

みなクルは、地域公共交通の待合所、交流プラザ、厨房、利用申請が必要な活性化ホール、その中でも特殊性を有する葬儀などと多面的な目的と機能を有している施設でございます。

今後、一層より良い施設運営を行うために、今、町長のご答弁にもございましたように、施設の開設当初から、出来れば利用者の出来るだけ多くの詳細な感想を伺う必要があると思っております。

よろしくお願い致したいと思います。

次に、3つ目なのですが、今後、今年度予定されている事業があれば、教えて頂きたいと思っております。

●議長

(10時49分)

町長。

●町長

この場で答えさせていただきます。

●議長

暫時休憩します。

(休憩)

●議長

再開します。

それでは登壇お願い致します。

●町長

今、石川議員のおっしゃる通りですね、最初からきちっと皆さんの意見を聞きながら、それをきちっと活かしていかなければいけないよと、全くその通りでございまして、私もそういうふうにご注意を払っていきたくと、こういうふうにご考えているところでございます。

現在、開催が決定している事業につきましては、全町的組織の実行委員会による「な  
いえ冬まつり」が、2月1日に開催されることが決まっております。

2月18日には、健康づくり応援団の定例会を開催致しまして、みなクルに設置した  
健康器具の普及や冬場の健康づくり運動などの実習事業などを行います。

また、過日、町文化連盟とお話をさせて頂き、加盟する各団体の作品などを、定期的  
に展示を行いながら、来館者に楽しんで頂く予定となっているところでございます。

以上が、事業の予定であります。今後につきましても、これまでの使用の実績や管  
理の状況を整理しながら、また運営委員会などで、施設の活用策、運営の方法などを引  
き続き検証して参りたいと考えておりますし、先ほど、冒頭に申し上げましたように、  
それぞれ、利用された方々の意見を踏まえながら、今後に生かしていきたいと、こうい  
うふうを考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長 (10時51分)  
石川議員。

●2番  
これは再質問ではございませんが、意見として述べさせて頂きたいと思っておりますが、私  
は、みなクルの管理者である役場や、事務局長が施設長である社会福祉協議会が、町民  
に呼び掛けて主催する事業があった方が良いのではないかと考えております。

来年度に向けて奈井江町や社会福祉協議会、また教育委員会が関係団体や事業所に呼  
び掛けて、町民が多く集える事業の主催を是非考えて頂きたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

●議長  
以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(10時52分)

---

(2. 1番遠藤議員の質問・答弁) (10時53分)

●議長  
引き続き、一般質問を続けます。  
1番遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番  
おはようございます。  
第4回の定例会のご出席大変ご苦労さまです。  
私の質問からは、町長に1点と細目で2点、そして教育長に1点、細目で3点ご質問

させていただきます。

一番始めの人口減少対策についてはですね、先ほど、石川議員からの質問の中で、よく理解出来ました。私なりの質問をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

奈井江町における総人口は、11月22日現在では5,998人となり6,000人を切ってしまいました。

将来人口推計では、7年後の2020年には5,391人、更には22年後の2035年には3,980人という推計がされております。

この人口減少問題は、奈井江町だけではなく全道的に見ても、各市町村が悩みを抱えている問題かと思えます。

今、この人口減少の問題に策を講じて、歯止めをかけなければならないと私は思っております。

今、少子高齢化が進行する中で、働き手の不足、労働生産性や活力の低下に繋がるなど、若者が減少することで、相互扶助による社会保障システムの維持に支障が生じてきます。

また、子供が減少することで、人件関係や、教育の問題など、社会性の発達に歪みも生じてくるのではないかと思います。

奈井江町に関しては、朝7時30分頃ですね、国道12号線のちょうど13号の交差点と9号線の東2線の交差点では、多くの車は13号線に向かう車で混雑をしている状況です。

こうして奈井江町に通勤されている方が、何とかこの奈井江町に定住して頂けないものかと私は考えております。

雑談の中ではありましたが、奈井江町になぜ住めないかという理由をちょっと聞いたところ、大型店にはかなわないのか、買い物が不便であるだとか、あと楽しむ所がないというような意見もありました。

人口減少対策の提案として、まず、先ほど、町長の方からお話もありました土地の格安での提供ということもありましたけれども、公住のような集合住宅ではなくて、一戸建ての子育て世代向けの住宅の整備、また、江南小学校の跡地の利用についても、使い方によっては、風の向きが何か変わることも考えられるなというふうに思います。

利用については、企業や団体などへ積極的に呼びかけることや、ネットでの応募などはどうであるのか、それと、健康と福祉の町を結び付けた企業の誘致活動、それと、自然の環境に恵まれ、特に地震や台風などは他の地域から見るととても少ない点がありますので、そういったところも大きくPR出来るところではないかと思います。

町内の企業社向けのアンケート調査の実施も重要かと思えます。

どこがどうであったら奈井江町に住んでもらえるのか、なぜ、定住が無理であるのか、どんな所が不便なのか把握しておくことも、1つの調査の対象となっていていいのかなというふうに思いました。

人口減少のプロジェクトチームの創設ということも、庁舎内の職員さんの何人が集まって、長い目で見て、奈井江をどんなふうにしたら減少が食い止められるのかというプ

プロジェクトチームを創設するというのも私はちょっといいのかというふうに思いました。

何点か提案致しましたが、1点目として、奈井江町としての人口減少対策についての今後の考え方について1点と、2点目として、総務省からの事業の中で、地域おこし協力隊の活用について伺います。

この活動については、住民票を移し、地域に住み込んで、1年から3年以内の期間で、活動を行ってもらおうというもので、活動の内容は幅広く色々ありますが、奈井江町のPR活動や地域外からの人材を積極的に誘致をする、そして、奈井江町の良さを発信し定住に繋げてもらうという役割を担って頂きたいという考えから、こういった考え方を町長に伺いたいと思います。

●議長

(10時58分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答え申し上げたいと思うところでございますが、まずは、人口減少傾向、6,000人を割ったのではないかと、確かにその通りでございますが、これ全国的にといたら、人のせいにするわけではありませんけれども、地方は、激減しております。

そういうことをですね、含めながら、やはり全国対策をきちっとですね、国がどんな方針をもって地方に重点をおいていくかということを考えていかなければ、北海道全体も減って参りますから、そういう意味においても、やはり、私どもとして、町としても努力しなければいけません、地域全体、日本全体、北海道全体も、努力していかなければいけないことだと、こういうふうに思います。

これまで、町と致しまして人口減少を防ぐために、高齢者はもちろんのこと、子育て世代の方たちにも安心して暮らして頂けるよう、様々な施策を行ってきたところでございます。

遠藤議員のご案内のとおりでございますが、人口減少の問題は、奈井江町、先ほど申し上げたように1町だけの問題ではなく、全道的、全国的な課題でありまして、どこの自治体においても大変苦慮しているというのが実態でございます。

今ほど遠藤議員から、各般にわたる前向きな提案がありましたので、今後の課題として検討をしてみたいと考えているところでございます。

今ほど提案ございました、プロジェクトチームを作ったらどうだということも含めて、町民の声を多く聞いたらどうなんだというお話もございました。

こういうことも含めながら、町民委員会もありますけれども、これはこれとしながら、新たな、いわゆる町民委員会というものを立ち上げながら、幅広く意見を聞いたり、アンケートを聞きながら、地域住民と共々にどういうふうにしたらいいかということを含

めて、考えなければいけない。

ただ、ご承知の通りだと思いますが、奈井江町には、優秀な企業が立地されております。

その中で、800人なり900人、就職されておりますけれども、その中で、半分以上の方がよそから通っているということもあります。ただ、企業の方々に言わせると、近隣市町が非常に近い、近い、しかも車でいったら15分か30分だと。したがって、家庭から通える、こういう有利さがあるという話は聞いております。

しかし、町長と致しましては、出来るだけ町民になって頂いて、町に住んで頂くということも、一つの最優先で考えなければいけないことだと思うことは事実でございます。

して、採用されても、技術が、先ほど申し上げましたように、高まっても、決して、よそに動こうとしない、したがって、奈井江の工場を増強しているんだというお話もあることも事実でございますけれども、いずれに致しましても、そういったことも含めながら、プロジェクトチームを作り、今、提案ございましたように、色々な立場から、住民生活にどういう影響あるかということを含めながら、考えてみたいと思います。

そして、具体的に話がございました。

まず、旧江南小学校の校舎について、都市計画法における用途規制があることや、校舎自体は耐震構造になっているものの、体育館などの老朽化が進んでおりまして、近い将来、これに対する対応が必要になると思います。

他市町村においては、誘致した企業、福祉団体に対しまして、施設維持費に対する多額の助成を行わざるを得ない場合も多くみられまして、財政的な課題があるとお聞き致しているところでございます。

学校の跡地を企業に売ったとします。そうするとですね、その責任もってくれと。あっちも傷んだ、こっちも傷んだ、建てるほど掛かったという話は、聞いたことはございます。

だから、駄目だというわけではございませんが、しかし、今のところ、江南小学校については、子どもたちときちっと約束しております。

約束したことを一定期間守りながら、今後の展開をどういうふうにしていったらいいのかということをも十分時間をかけて考えていきたいと、こういうふう考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げたいと思います。

今も、低学年棟やプレイルームの開放事業を行っておりますが、今年の夏は、一定の利用もございまして、当面の間は、このことを取り組んで参りたいと考えているところでございます。

次に「企業側のニーズを捉えて」という意味でございしますが、平成18年、町内立地企業や商工会の協力を得て、定住対策検討アドバイザー会議を設置致しまして、企業従業員へのアンケートを行うなど、「マイホーム・ナビ」などの事業に取り組んできました。

また、町の魅力、住みやすさを向上するため、音楽堂を擁する文化ホールの運営や子ども医療費の無料化、また最近では、認定子ども園の保育料を5歳児においては半額に、0～4歳児においては10%の減額を行うなど、子育て支援策にも意を用いて、住みよ



いまちづくりに取り組んできております。

私は毎年、立地企業の幹部の方と面談致します。

直接、企業の現状、ニーズ等について、お聞きをしている中でございますが、新工場の建設など、企業が拡大する中であって、「従業員が実家から通うことで生活が安定し、会社を辞めないということも、大きな要因である」と、さっきもちょっと申し上げましたが、そんなことを幹部は申しております、そういう総合的にやっぱり考えていかなければいけないだろうと思います。

改めて申し上げますが、私としては、一人でも多くの皆さん方に奈井江町に住んでくれるように考えておまして、今後も魅力あるまちづくりに、また、まい進して参りたいと思う所存でございます。

今後、この件に関しましては、まちづくり町民委員会、そして、プロジェクトチームを新たに作りながらですね、皆さん方の意見を聞いていきたいとこういうふうにご理解を頂きたいと思っております。

2点目の「地域おこし協力隊の活用」についてでございますが、この制度につきましては「都会を離れて地方で生活したい」、「地域社会に貢献したい」等の考えを持つ人が、1年～3年の期間、地方自治体の委嘱を受けまして、その地域で生活しながら活動を行っていく制度でございます。

1次産業や福祉事業等に取り組まれている方が多く、この空知管内でも導入をされている自治体があることは、私も承知致しております。

しかしながら一方で、まだ、この制度の成果については未知のところもございまして、昨年末までに全国の1割程度の自治体でしか、導入されておりません。

それが実態としてどうあるかということも含めて、よく調べなければいけないだろうと思います。

奈井江町においては、この制度の活用についてでございますが、遠藤議員もご提案のとおり、交流プラザみなクルのオープンと共に、江別市にある北翔大学及び北翔大学短期大学部と包括的な連携協定を結んでおまして、町民との交流事業を始めたところでございます。

障がい者や子どもたちとの交流事業のほか、ホームページの作成や町の紹介ビデオなど、町のPR事業にも参加して頂きたいと願っているところでございます。

奈井江町と致しましては、今後も、この連携を大切にしながら、地域の発展に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時07分)

遠藤議員。

●1番

先ほどより町長から細かいお話沢山頂まして、何とかこの将来の奈井江町を少しでも人口が上向き加減に増えていってくれることを、私は望んでおります。

去年、一昨年です、札幌のイベントに呼ばれて行った時に、全く知らない女性の方でした。

私は奈井江町にとっても興味があるんですよというお話をして下さった女性の方がおりました、北町長さんの新聞は必ず目を通して見ているんだと。

北町長さんは奈井江町においては健康と福祉の町をとっても強く強く力を入れていると。

まだ自分は若いんだけど、もうちょっと歳を取ったら、私は奈井江に行って住みたいというふうに言ってくれた女性の方がおりました。

その歳を取ったから来るのではなくて、今、もうすぐ来て下さいという話もしてみたんですけど、若い時は、ちょっと今のところは、札幌で、定住をしているんだけど、歳を取ったら必ずや奈井江町に行きたいと。

健康と福祉の町、歳取っても老後困らない、そんなような町だというふうに、その女性の方言っておられまして、とっても期待持っておりましたので、来て頂けるのかと、大きな期待を寄せているんですけど、そういった方もいらっしゃったと。

地域おこし協力隊については、去年に岐阜に行った時に、合掌造りの家を守って、ちょっと話違うんですけど、地域おこし協力隊についての導入の仕方、考え方ということでちょっと話させてもらおうと、その地区の岐阜で、合掌造りの家を守っていく、歴史や文化を守っていくということで、この事業にのせて、人を募集して、そして、募集してきた方が北海道の札幌からみえた方でした。

なんで札幌からここの地に来たんだということを訊いたら、やっぱりここでは、歴史や文化を伝えるということを自分がとっても興味をもってきたと。

そして、毎日農業体験を通して沢山の人を招き入れて、そして色々なお話をしながら、少しでもここの定住に、そういう人たちを繋げたいという、そういう意欲的な気持ちで僕はここに来たんだということで、色々な食事のもてなしをしてくれたりとかってしたんですけども、やはり熱心な方もいらっしゃるので、将来的に地域おこし隊の事業にのっかって、奈井江町も、とっても先々有望なというのか、開けた町づくりが出来ればいいのかなというふうに考えますので、どうか前向きな考えでいて頂きたいと思いません。

一番、町民の方も、気にかけている人口減少問題でもありますので、色々、これまで何点か提案してきましたけれども、一歩でも二歩でも前進できますことを期待して、これでこの質問は終わりたいと思います。

●議長

(11時11分)

遠藤議員に申し上げます。

途中で誠に申し訳ありませんが、一旦ここで休憩をはさみたいと思います。

ご理解下さい。

それでは、再開は20分よりと致します。

(休憩)

●議長

(11時21分)

会議を再開します。

引き続き、遠藤議員の一般質問を続けます。

遠藤議員。

●1番

教育長に質問をさせていただきます。

教育委員会が実施する事務事業の内容の点検及び評価報告書について、主要な施策、事業を毎年点検、評価を実施しているところでもありますが、学びの充実、心の豊かさを育む教育、心身の健康の育成、学校教育環境の整備、生涯学習の推進、青少年の育成、スポーツの振興と芸術文化の振興、また教育委員会開催状況などが、きめ細かに示されております。

これらの点検、評価を3名の委員さんで組織されているとのことではありますが、より多方面からの評価を頂くことで、より良い事業の展開が図られるのではないかとこのように私は思い、増員について1点、伺います。

2点目として、生涯学習の推進について、特に公民館講座では、様々な講座が設定されております。

町民の知識と教養を高める良い機会でもあります。

私の記憶によると、一時期は、様々な講座や教室、サークル活動があり、ここに通う人たちの生き生きとした笑顔がとても印象的でした。

また、その成果を文化祭に出品し、大勢の方に観覧してもらうことで、一段と腕を磨きあげたものでした。

しかし、現在の様子から見ると、講座を開催しても出席者がとても少ない状況であります。

今後の取り組みとして、専門的な知識を持つ方、例えば野菜ソムリエの方や、フラワーマスターの方などを招くなどして、これまでと違った形での教室の開催など、吟味してみるのも1つの方法ではないかと思えます。

農業者の中でも、農産物を栽培し、出荷するだけではなく、地場産の作物を生かした加工への取り組みも魅力だと感じている方もおられます。

こうした教室や講座で学んだことをきっかけとし、起業家への可能性に繋がることも私は、期待をしたいところであります。

また、託児付けや年齢に応じた講座の開催などもどうであるのか、こうした取り組みについて、教育長に伺います。

3点目として、教育ビジョンと報告書の関わりについて、ビジョンに沿った事業がなされているのか、教育長に伺います。

●議長

(11時24分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、遠藤議員よりご質問のございました教育委員会の事務事業の点検及び評価報告書に関する事項、3点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の、外部評価委員についてでございます。

教育委員会の事務事業の点検及び評価報告書の作成については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきまして、施行されているところでございますが、点検・評価をお願いをする委員の定数につきましては、各教育委員会に任されているところでございます。

そのため、委員定数の設定にあたりましては、近隣自治体の設置状況を考慮し、3人としているところでございます。

社会教育事業につきましては、以前より、別に社会教育委員会を設置し、10人の委員から社会教育事業について、ご提言等を賜っているところでもございます。

更には、評価報告書のとおり、3人の委員各位から、多岐にわたる評価項目に対し、的確なるご指摘とご評価を賜っているところでもございます。

そのようなことから、今のところ、定数の見直しについては、予定をしていないということでご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の公民館講座についてであります。

公民館講座は、町民の文化的生活の向上を目的とし、体験学習や機会を提供することにより、楽しく趣味や生きがいを生むことを主眼として実施をしております。

そして、子どもから年配の方まで男女を問わず、幅広く、気軽に受講できる内容を企画をし、講師には地元でご活躍を頂いている方をお招きし、世代を超えた町民各位の交流の場としての役割を果たしているところでございます。

本年度は「フラワーアレンジメント講座」、「家庭料理講座」、「英会話教室」、「子どもものづくり講座」等、新たに開設した講座を含め、6講座を企画し実施、又は実施する予定でございます。

只今、議員のご提言のとおり、起業も視野に入れた専門的視点に立つ講座開催も大切なものというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、公民館講座としての役割もでございます。

今後とも、町民のご意見やニーズの把握に努め、私ども教育委員会のみならず、他の部署との連携も図りながら、公民館講座の開催について、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、3点目の教育ビジョン等評価報告書の関係でございます。

奈井江町教育ビジョンは、平成24年度から10年間にわたる、奈井江町が目指す教育の基本理念や施策の方向性等について示しているものでございます。

このビジョンに基づき、私ども教育委員会は、毎年、その年に実施する主要な施策や事業を「教育行政執行方針」に掲げ、この方針に基づき、具体的な事業等を進めている

ところでございます。

そして、執行方針に基づいて実施致しました、事務事業の執行状況について、3名の外部評価委員により、点検及び評価を行い、その結果をまとめたものが、「教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」であり、議会にも、ご報告をさせて頂いているところでございます。

以上のことから、「教育ビジョン」と「評価報告書」は、一連の関連性と密接な関係性があるものと認識をし、運用しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時29分)

遠藤議員。

●1番

1番目の外部評価会議についてですけれども、3名の委員さんで組織されているということについては、私の考えと致しましては、もう少し増員することで、教育に関心を持ってもらうことや、また協力や理解が得られるのではないかと。

そして、まちづくりの参加にも繋がっていくのではないかという思いがありまして、述べさせて頂きました。

2点目の公民館講座については、年々参加人数の減少について、減少になっているということで、ポスターとかパンフレットを作成するんですけれども、その時に奈井江町では10月から地域公共交通が設けられましたので、その講座に合ったバスの時刻表を記載するというのも、人を集めるのにちょっといいのかなというふうに思いましたので、提案をさせていただきます。

教育ビジョンについては、ビジョンを基に執行方針があって、そして事業や学校運営がなされている密接な関係があるんだという、今、先ほどお話がありました。

ちょっと細かなことになりましたが、評価報告書に示されているんですが、今、保護者の中では特に学力については、関心を持っている方がとても多い、毎日のように、新聞や学力についての報道がなされています。

奈井江町においては、チームティーチングの導入と、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導と習熟度別の授業を行い、基礎学習の定着が図られる努力をされております。

結果として、全国の学力テストの結果からみると、評価として学力の向上にそれらが繋がっているのかどうかということがとても重要なことではないかというふうに思いました。

中学、高校、大学と、その現場を上っていく段階で、基礎の学習が少し不十分ではないのかというような声もありました。

いち早く取り入れたチームティーチングの成果はどうであったのか、習熟度別の授業の成果はどうであったのか、改めて、検証することが大事ではないかというふうに思いました。

何事においても、全てがテストの結果ではありませんが、提案として奈井江町独自の

教育の在り方として、沢山の体験を通して、農業体験のコメ作りだけではなくて、体験を基に考える力を育てる、そして自主性を高める、学ぶ意欲を高めるという効果も体験には色々ありますので、今後において、家庭教育の大切さ、それらも各家庭に伝えるということが、とても大切だと思いますし、教職員の各研修会、そういったものに多く皆さんが出席をし、スキルアップを図って頂きたいと思います。

場合によっては予算的なことも視野に入れながら、学校教育に配慮を願いたいと思いました。

数々の要望ばかり申し上げましたけれども、将来を担う子供たちのために、何とか子供達が見るく健やかに育つよう、ご指導頂きたいと思って、質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

( 1 1 時 3 3 分 )

---

( 3 . 4 番大矢議員の質問・答弁 )

( 1 1 時 3 3 分 )

●議長

引き続き、一般質問を続けます。

大矢議員。

( 4 番 登壇 )

● 4 番

通告に従い、大綱 1 点町長に質問致します。

奈井江町は農業振興には大変理解を頂いていますから、新たな政策にも適切な対応を頂けるものと思いますけれども、あえて質問をさせていただきます。

政府、自民党は、農業の競争力強化を目的とした新たな米政策を検討してきましたが、ばら撒き政策だと批判してきた民主党が行った戸別所得補償制度は、米の生産調整に一定の成果があることが認められ、新たな政策策定に時間がかかっていたようですけれども、10月に産業競争力会議から3年後の生産調整廃止などの提案が出されたことから、1カ月ほどの間に急速にまとめられ、11月26日政府案として決定されました。

専業農家の多い北海道にとっては大変厳しい内容ですけれども、今後、この方針に従い、政策が進められていくわけであり、この政策が失敗すれば、米価格の暴落にも繋がりますので、農業者、農業団体、更には、自治体も含めて対応していかなければならないと思います。

そこで質問ですけれども、1点目と致しまして、今、全国的な米余り現象から民間在庫が増えており、26年度の米生産は25年度より26万トン削減し765万トンとなり、転作の増加が決められています。

年内には、生産数量の市町村配分がされますが、一方、米の直接支払交付金は半額になりますので、所得の減少は避けられないと思います。

所得確保と生産調整のためには、新たな制度を最大限利用しなければなりません。

また5年後には政府による米の生産調整を廃止し、市場原理にゆだねることとしています。

米の直接支払交付金もなくなります。

その対応、すなわち主食用米の生産調整の推進と営農継続が出来る所得の確保もしていかなければなりません。

しかし、急激な米政策の転換に農業者は将来像が見えず、不安や混乱が広がっています。

奈井江町はどのように受け止めているのか伺います。

2点目は、新たに、日本型直接支払制度が創設され、市町村と協定を結んだ「農地維持支払」と、現行の農地・水保全管理支払を組み替えた「資源向上支払」になるということですが、現行でも、中山間直接支払と農地・水保全管理支払の2つの事業に取り組んでおり、事務は煩雑で、また2つの事業の住み分けにも大変苦勞しています。

今後は、3つの事業に対応しなければなりません。

事務量も多くなりますし、住み分けも大変難しくなりますので、更なる支援が必要であります。

また、この制度にのるためには自治体の負担があるようですから、町としての考えを伺います。

2点よろしく申し上げます。

●議長

(11時36分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員のご質問にお答えして参りたいと思います。

まずは、1点目でございますが、米の生産調整推進と、所得確保対策についてでございます。

新たな米政策につきましては、与党内の議論を経て、今、政府案が報道されております。

ただ、国や道から市町村に対しましては、その内容はまだ示されていない状況でございます。

報道の内容を見ますと、主食用米の需要が減っていくなか、平成30年産米をもって、需給調整、いわゆる減反政策を廃止したいと。

「生産者等が、国の需給見通し等を勘案しながら、主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に見合った米生産の実現を図る方向に改めよう」というのが、政府方針とし

て報じておられるところでございます。

その中で、「米の直接支払交付金」については、需給調整が実施される平成29年産米までの時限措置として実施されました。

平成26年産米においては10a当り、これ報道でのっているところでございますが、交付単価が1万5千円から7,500円に削減されるほか、セーフティネットとしての米価変動補填交付金が廃止されます。

また一方で、飼料用米や加工用米等の生産誘導策として、水田活用の直接支払交付金を拡大していくことなどが検討されております。

J A新砂川においても、麦、大豆など、戦略的作物の転作に加えて、加工米の流通など、その対策が検討されておりました、町と致しましては、まずはこの新たな政策に関して、J Aとの情報の共有が必要であると考えております。

また、わが町の近年の主体的な取り組みは、「ゆめぴりか」をはじめと致しまして、高品質米の生産性の向上によりまして消費者に受け入れられる米作りでありますので、町の基本的なスタンスと致しましては、これまで進めてきた「土地改良事業」、更には、高品質米の生産に向けた、「産地ブランド確立支援事業」などによりまして、農業者の努力に応える支援を続けていかなければならないと考えているところでございます。

また、新しい制度に移行した場合、農業経営に支障が出ないように、今後、国の予算編成、制度改正の動向を注視しながら、農業団体と共に連携を図りながら、町村会等を通じて、必要な要請を続けて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

2点目でございますが、日本型直接支払制度の創設と今後あり方についてでございます。

現在、農村、農地の保全等の対策と致しまして、「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支払」、「農地・水保全管理支払」などが取組まれているところでございますが、「日本型直接支払制度」につきましては、農地・水保全管理のしくみを組み替えて、「農地の維持」と「資源の向上」に区分致しまして、農村の多面的機能を維持・発揮を図る目的で検討されております。

現行の「農地・水保全管理支払制度」におきましては、5組織が、平成19年度より共同活動によりまして保全管理に、また本年度より、1組織が、より高度な保全事業を行っております、事業の実施においては、交付金を受けるためには、関係書類の整備に係る事務など、地域からは、その簡略化が求められておりますが、制度の開始にあたりまして、詳細な情報が入り次第、早急に各活動組織に周知を行い、適切に作業や事務処理ができるよう、その説明に努めて参りたいと考えております。

また、制度設計において、自治体の負担も検討されておりますが、国のしくみの再編となれば、本来、国が負担すべきと考えますが、現行制度同様に、ルールとして地方の負担が定められた場合は、地方交付税による地方財政措置が必要と考えておりますので、今後の国の予算化の動向を注視し、また必要な要請を行って参りたいと考えているところでございます。

いずれに致しましても、ちょっと不透明のところがございます、餌米とってです



ね、450万トンですか、言われておりますね。

本当にそれが、餌米として活用されるかどうか。

豚だとか、肉牛だとか、鳥だとか、それぞれには、にちのうさんに言わせると、それは、なかなか出来ないよと、具体的にそれは出来ないよということをおっしゃいますから、ただ、直接、そういうことを出来るかどうか、だから所得は減らないよという形でやろうと。

実は9日の日、農水省に、私は副大臣と、セットしてあるそうでございますが、乳価も含めて、全般について、要請活動して参りたいと。

そこで、きちっと言うべきことは言っていきたいと、こういうふうに思っております。これらについては、非常に不安が募っていることも、これまた、事実でございますから、出来るだけ、現地の意見をきちっと反映させていこうと、こういうふうに考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時44分)

大矢議員。

●4番

まだ政府案であり、新聞等の報道でしか情報がありませんので、これ以上の質問は難しいところでございますけれども、もう次年度に向けて、営農計画を立てなければいけないという中でありますので、その中で、政府が示したモデルがあまりにも現実から離れているものでありまして、飼料米10万円で計算されてますけれども、これをもらうためには平均収量約150キロを増収しなければならない。

奈井江でいいますと690キロぐらいになりますか、それぐらいとれなかったら、この対象にならない、反対に減収すれば、かえって削減されるという現実もありますし、また耕作放棄地にも飼料米をつくることを前提としてます。

しかし、奈井江にはそういう耕作地もありません。

今まで努力したことが、全然無視されたこういうことは、本当に許されるべきでないなというふうに思っています。

しかしながら、これを何とか生産調整、全国ベースでやっていかなければ、主食用米の価格が暴落して、特に北海道は専業農家多いわけですから、このことは大変な問題だというふうに思っております。

今ほど、先に、町長から9日に農水省に要請するというふうに答えられましたので、私これも強くこのことは要望としてお願いをして、地域の声やら実情を反映して頂くように、強くお願いをして頂きたいと思っております。

また2点目も同じく、質問というよりもお願いになってしまいますけれども、初年度が一番難しいんですね。

多分、予算が出てきてから、そういう細かなところが出てくるのは次年度になってしまいうんじゃないかというふうに危惧しているところでございます。

報道によりますと、今まで対応してきた事業だけの部分では、反対に減額なるような話も聞こえてきていますので、その辺も含めて、初年度から何とか実現、地域の要望に応えられるように対策を取って頂きたい。

お願いばかりになりましたけれども、そういうことを申し上げて、質問を終わらせて頂きます。

ありがとうございます。

●議長 (11時46分)  
町長。

●町長  
大矢議員のお話しされたことをですね、私は農政委員長やっておりますから、そのまま、議会でも、こういう質問ありましたよということを、きちっと声を大にして、申し上げていきたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長  
以上で、大矢議員の一般質問を終わります。  
昼食の為、休憩と致します。  
なお、会議の再開は、1時00分ちょうどからです。

(昼休憩) (11時46分)

---

(4. 3番三浦議員の質問・答弁) (13時00分)

●議長  
会議を再開します。  
休憩前に引き続き、一般質問を続けます。  
3番三浦議員。

(3番 登壇)

●3番  
町長に3点質問致します。  
1点目は、「定住自立圏構想」への対応についてです。  
先ほどの行政報告で、これに臨む方針が述べられましたが、改めて、質問致します。  
先月、奈井江町の人口が6,000人を割ったということで、少子高齢化を切実に実感し、今後、近隣市町との協力は必須の課題だと実感しています。  
そこで、過日、全員協議会において説明のあった中空知圏域における「定住自立圏構想」について伺います。

まず、総務省の「定住自立圏構想推進要綱」によると、「圏域全体のグランドデザインやマネージメントは中心市の役割」とされ、「圏域共生ビジョン」の作成も中心市が策定するという事になっています。

しかし、中空知の場合は、各市町選出の市民委員によって構成される「圏域共生ビジョン懇談会」が「共生ビジョン」を策定するとの説明が、先日ありました。

これは、中心市と連携市町が最初から対等平等な連携を進めるということを示していると理解してよろしいでしょうか。

また、連携のイメージとしては、総務省が示している中心市と個々の近隣市町との1対1の連携というよりは、今までの中空知地域における一部事務組合や広域連合をはじめ、様々な広域的な取り組みを生かし、広げるというようなイメージだと考えて良いか伺います。

次に、「定住圏自立構想」が「すべての市町村が、フルセットで住民サービスを提供することが困難」というところから出発しているため、「協定」を結んだ連携市町が、これまで実施してきたサービスを縮小、もしくは再編せざるを得ないおそれもあると言われていますが、これまで様々な広域連携によって、奈井江町民に提供してきたサービスが低下するおそれはないのか、また、中空知地域「定住自立圏構想」の共通課題とされている、医療連携強化、地域防災連携、鳥獣被害防止対策、地域人材育成の4つの事業で、どのようなメリットが期待できると考えているか伺います。

●議長

(13時02分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

定住自立圏構想の対応についてということで、ご質問頂きましたが、まずは、基本的には、前にもご説明申し上げましたように、これは、1局集中を表すもので、1市だけを繁栄させるものでないよと。

全体のレベルアップをするためにということで、論議に論議を交わされて、1年以上経ってですね、繰り返し繰り返しこの論議を重ねて参ってきたところでございます。

総務省も、講演に来たりですね、話をしに来たりしましたけれども、ただ、我々の態度は一步も譲らない。

ということは、これが、合併を前提としては駄目だと、それと併せて、一部市の発展の為に、我々が協力するんでないよと。

滝川市が中心都市で、複眼市といいますか、砂川市ですけれども、そういうことを中心にして、発展させるんでないよということを、申し上げて、今日に至っているところでございます。

圏域の大きな市と近隣の市町が連携しながら、地域の魅力、機能を相互活用しながら、圏域全体で地域住民の暮らしを守りながら、定住を図っていくというのが、「定住自立

圏構想」で、具体的には、人口4万人以上の市が「中心市宣言」を行い、連携する市町と協定を結んで、「圏域共生ビジョン懇談会」を設置致しまして、圏域の将来像や具体的な取り組み内容を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定致しまして、広域的な事務、事業を行いながら、圏域内の住民の定住を図っていくものでございます。

さて、この定住自立圏構想については、昨年5月より、中空知広域市町村圏組合において、「新たな広域連携のツールになるのではないか」と調査、研究を進めて参りました。

その後、足掛け1年半にわたりまして、担当課長会議や副市町長会議、そして市町長で構成する理事会など、30回近くに及ぶ会議を開催致しまして、議論を重ねて参りました。

今まで奈井江町では、空知中部広域連合の結成など、各市町の特色はきちんと残しながら、共通して行う事務事業については、積極的に広域化に取り組んで参りましたが、今回の定住自立圏構想については、中心市に権限、財源が集中し、対等な関係で連携が図られるのか、新たな市町村合併に繋がることにならないのかといった点が、焦点となります。

先ほど、申し上げました通り、何度も議論を行ったことは事実でございます。

しかし、多くの時間を費やし、慎重に協議を重ねた結果、11月12日に開催された理事会において、この中空知5市5町では、制度の性格上、滝川市と砂川市の2市が、「複眼型中心市」となりまして、他の8市町が「連携市町」という形式は取りましたが、10市町の首長が、「それぞれの市町の主体性を奪うことなく、中空知オリジナルとして、この制度を活用致しまして、圏域全体のレベルアップを図っていこう」という考えで一致しております。

国の制度が主体となるのではなく、この地域独自の、圏域全体の振興、発展を進めて参ります。

また、中空知で取り組む事業を策定する「定住自立圏共生ビジョン」については、5市5町の住民が市民委員となって参加し、策定を行うことになっておりまして、計画の段階から連携自治体の住民も参画して参りますので、「中心市の一方的な意向で、計画が策定されるものではない」と申し合わせがなされたところでございます。

仮に三浦議員がご心配されるような状況になった場合は、強い姿勢を持って主張すべきことを主張して参りたいと、簡単にいえば、国は合併だとかそれを前提に考えてないだろうと思いますが、もしあったとしても、我々地域がそれを許さないということを、きちっと連携し合いながら話し合いをしていくということになっておりますから、この点については、1つご理解を頂きたい。

次に、「連携市町間でサービス水準が違った場合、住民サービスの低下を招くことにならないか」という点でございますが、この制度につきましては、「5市5町が、全ての住民サービスを同一水準で実施する」といったものではなく、1市町だけでは、解決が難しい事業、広域連携した方が住民サービスの向上に繋がり、行政経費も安価で済むといった事業を対象に行うため、メリットがあるものと考えております。

また、共通課題と致しまして取り上げた4つの課題についても、それぞれ、今ほど申

上げたメリットを追及して参ります。

いずれに致しましても、この定住自立圏構想に関しては、5市5町が今、スタートラインに立ったばかりであり、これから具体的なものが検討されるもので、住民理解を深めながら進めて参りたいと思いますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時10分)

三浦議員。

●3番

今の町長の答弁で、一斉に同じサービスをするのではないということで、奈井江町の場合には他に比べて凄く町民にとって、優れているサービスが沢山あると思うんですね。

それは、潰されることはないということで、確認出来たということ、分かりました。

それで、今後も、その対等平等だということを、一步も引かないで進めていって頂きたいと思います。

町の発展に繋がらなければ何もならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

介護保険制度改革案について、質問します。

厚生労働省は、2015年から実施する介護保険制度改革の意見書素案を、社会保険審議会に提示しました。

その中には、一定以上の収入のある利用者の自己負担を1割から2割へ引き上げる。

要支援者向け訪問介護・通所介護サービスを保険給付対象からはずし、市町村事業に移管する。

特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上の中重度者に限定する。

特養などに入所する人への食事や居住費の補助制度を縮小するなどが含まれています。

もし、このような方向で介護保険制度が「改正」された場合、利用者や町民への具体的な影響は、どんな影響があるのか、そしてそれについての対応策について伺います。

●議長

(13時12分)

町長。

●町長

この介護保険については、今、社会保障審議会で協議中でございます。

その中で議論しておりますが、12月中に結論をまとめて、来年の通常国会に関連法案を提出する予定とお聞き致しているところでございます。

現段階での素案の主な内容については、三浦議員ご指摘の内容のほか、65歳以上の介護保険料について、低所得者の軽減割合を引き上げること。また、この5項目が挙げられています。

利用者や町民への具体的な影響がどうなるのか、また、対応策についてどうあるべきかについては、まだ結論が出ていない段階でありますので、今後の経過を踏まえたいと思います。

明らかになった時点で、十分検討しなければならないと思いますが、先般、空知中部広域連合を始めと致しまして、介護保険事業を広域的に運営している団体で組織している「全国介護保険広域化推進会議」というのがございます。

総会がございまして、たまたま私はその時の座長をしていたところでございますが、新聞にも載っておりましたけれども、今回の改正案に対する決議要望書を厚生労働省に提出しております。

その中でも、要支援者への訪問介護、通所介護サービスが市町村事業として移管されることについては、各自治体間でサービスの格差が生じまして、合わせて、保険者や被保険者の負担が増大することが懸念されることから、国が継続して予防給付を行うべきとの要望を行ったところでございます。

いずれに致しましても、利用者が引き続き安心してサービスを受けられる体制づくりが何よりも基本であり、重要であるものと考えております。

また、特別養護老人ホームの入所対象者を原則として、要介護3以上とすることについては、要介護1や2の場合であっても、認知症等で、常に見守りや介護が必要であったり、家族や地域での介護サービス・生活支援が期待できない場合など、施設入所以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設に設置する入所検討委員会を経て、特例的に入所を認めることが提案されております。

また、一定以上の所得者の1割から2割への自己負担割合の引き上げや食費、居住費の補足給付の見直し、そして、介護保険料の低所得者の軽減割合の引き上げについては、基準等が明らかになった時点で、保険者である空知中部広域連合とともに、影響がどの程度あるのか、また必要な対応策は何か、十分協議して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(13時16分)

三浦議員。

●3番

5月17日の所管事務調査に提出されました資料によりますと、3月31日現在のやすらぎの家の入所者49名中、要介護1が2名、要介護2が4名、入所しているという実態があります。

また、在宅の待機者16名中1名が要介護1の独居の方、15名が要介護2、そのうち5名が独居という報告でした。

また、10月30日の所管事務調査では、奈井江町も3年ごとに、介護保険事業計画を立て、2025年に向けて、地域包括ケアシステムを構築しているということが報告されましたが、国が介護保険制度のサービスを次々に削っていけば、この制度が崩壊し

てしまうのではないかとというふうに懸念されます。

誰もが安心して、老後を迎えるためにはこれ以上、国の責任を後退させることは、許されなと思います。

自治体からも声をどんどん上げていくべきだと思いますが、この点について町長の見解を伺います。

●議長

(13時17分)

町長。

●町長

先ほども申しあげましたように、全国のですね、介護保険の会議でも、このことについて同じようなことを提案して、厚生労働省に、幹部に手渡しておりますし、要請も重ねてきております。

ただ、社会保障審議会等には、直接要請出来ませんので、関係機関を通じながら、要請してきていることは事実でございます。

今、お話しがありましたように、やすらぎの家にもですね、いわゆる要介護度1だとか、2だとか、そういう人たちも入所されているということもありますから、それらを急速に出すとか何とかというわけにはいきません。

したがって、先ほど申しあげましたように、地域で委員会がきちっとありますから、そういうことを通じながら、地域でそれを判断していくということも含めながら、我々は要請していることは事実でございますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

今後とも、そういう要請を重ねていきたいと思えます。

●議長

(13時18分)

三浦議員。

●3番

目の前にある現実から出発するほか解決の方法がないと思えますので、現場の意見、町民の要望を大事にして進めて頂くよう、お願い致しまして、次の質問に移ります。

最後に、「乳幼児等医療給付事業」の拡大実施について、質問します。

乳幼児等医療給付事業について、奈井江町では、道の補助基準を超えて、中学3年生終了まで、無条件で、入院及び通院費を給付しています。

これは、子どもの健やかな成長を保障するという面からも、子育て世代への支援という面からも、本当に心強い施策だと思います。

しかし、道内では11の自治体が、これを高校終了まで拡大しています。

その内、2つの自治体は入院のみです。

高校生になると、体力もついてくるので、病院に行く回数も少なくなりますが、経済的な理由で通院を我慢するケースも沢山見てきました。

そこで、奈井江町においても青少年の健康促進、また少子化対策としても、所得の少ない世帯だけでも、医療給付事業を高校まで拡大できないか伺います。

●議長  
町長。

(13時20分)

●町長

三浦議員の3点目の質問でございます。

乳幼児等医療給付事業の拡大実施についてでございます。

まず、子ども医療費につきましては、平成23年度に、町独自の子育て支援策と致しまして、ご承知の通り、0歳から15歳まで、中学3年生までの子どもを対象に致しまして、子ども医療費を無料化したことに伴いまして、これまでの乳幼児等医療費から名称の変更をした「こども医療費」の助成についてということで、北海道の医療給付事業を実施しながら事業拡充し、子ども・子育て支援策の充実を図って参りました。

お子さんのいる家庭に対する、子育て支援策として大きな役割を果たしてきたものと考えております。

少子化対策については、当町においても大きな政策の柱の一つであることから、平成26年度「認定こども園」の開設に伴いまして、保育料の減免を独自施策として実施したところでもあります。

また、子どもの健やかな成長を推進していくため、今年度9月より新たに「5歳児健康相談事業」を実施することと致しました。

三浦議員のご指摘のとおり、独自施策として道の補助基準に上乘せして高校卒業まで拡大補助している市町村もあることは承知致しております。

入院及び通院を実施している自治体数については11市町と、まだまだ少ない状況にありますが、私も従前より、町の少子化対策として、子どもの健やかな成長を推進していくためには、こども医療費の高校終了までの拡大について考えていたところでありませぬ。

限られた財源の中ではありますが、まちづくり町民委員会にお諮りしながら、子育て支援のあり方について、どこまで、どの方法が望ましいかを、高校終了までの拡大補助も含めて、充分検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長  
三浦議員。

(13時23分)

●3番

高校生は家庭の経済状況についても理解できますので、通院を自粛してしまうケースが多々あります。



困るのは、インフルエンザが疑われても病院に行かないので、出席停止の扱いに出来ないということが時々あり、熱が出て苦しんでいる本人もかわいそうなんですけれども、周りに感染させてしまうということも凄く心配していた時期もありました。

それで、収入は増えないのに、支出は次々に、今後ですね、特に4月から増えていくことが予想されています。

所得の少ない家庭だけでも何らかの補助を検討して頂きたいということ、再度お願いしまして、質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(13時24分)

---

(5. 7番笹木議員の質問・答弁)

(13時25分)

●議長

引き続き、一般質問を続けます。

笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

最後の一般質問になりますが、通告に従い2点質問をさせていただきます。

始めに「発達障がい児対策」について、質問内容から町長・教育長にお伺い致します。

2004年12月に超党派の議員立法によって国会で発達障がい者支援法が成立しました。

日本発達障がい者ネットワーク理事長の市川宏伸さんは「発達障がい者支援法ができる前、親御さんが私の子供は発達障がいですと相談しても、支援が受けられなかった時代から考えると、画期的な前進と言える」と言われております。

発達障がい者支援法では、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどが「発達障がい」とであると定義されております。

一口に「発達障がい」と言っても特徴は多種多様です。

「広汎性発達障がい」の場合、相手の気持ちをくみ取ったり、自分の気持ちを伝えることが出来ず、人間関係の構築が出来ません。

また、自分が興味のない事には全く興味を示さないという特徴があります。

「学習障がい」の場合は、知的水準が低いわけでも無いのに成績が伸びず怠けていると誤解されることが多く、「注意欠陥多動性障がい」は、集中力や注意をうまく持続する事ができない。だから忘れ物が多かったり、ちょっとした事で怒り出し自己コントロールが苦手で「キレやすい」傾向があります。

このように多様な症状を示す「発達障がい」ですが、「広汎性発達障がい」や「学習障がい」「注意欠陥多動性障がい」が重なった症状で出るケースが多いとされております。

この他にも極端に不器用な「共同運動障がい」や、自分が意図しないのに勝手に体が動いてしまう「チック障がい」もその一種だと考えられております。

このような障がいも、幼児以降になって初めて症状が現れることが多い事から、私は平成19年第4回定例会において、3歳児健診から就学前健診までの期間に、発達障がいの発見や対策を講じて頂けるよう「5歳児健診の推進について」一般質問をさせて頂きました。

この間6年が経過した現在、発達障がい児が全国的に増えている状況があります。

奈井江町において「5歳児健診の実施」には小児科医や療法士など専門職の確保など、難しい状況である事も理解しております。

そこで、本年度から実施されました5歳児健診に代わる「5歳児健康相談」の実施は、本当に感謝しておりますが、この内容と相談結果についてお伺い致します。

また、「発達障がい」は、集団生活での発見が多い事から、5歳児で集団生活をされていない在宅児の人数と、相談後の対応について町長にお伺い致します。

教育長には、発達障がいに係わる学校現場での体制の充実と支援のための相談体制ですが、通常の学級に在籍する発達障がい児の児童生徒については、文部科学省の調査で6.5%在籍するとの報告があります。

奈井江町での義務教育現場において特別支援教育の対応と、支援のための相談体制についてお伺い致します。

●議長

(13時29分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員のご質問にお答えして参りたいと思いますが、まずは、発達障がい児対策についてでございますが、5年前ですか、質問されたこと、6年前ですか、よく記憶しております。

そして、このことについて、担当とずいぶん話し合いを致しました。

1点目の発達障がい児対策のための5歳児健康相談の内容と相談結果についてでございますが、笹木議員のご指摘のとおり、発達障がいの早期発見、早期支援の有効性は高いものと考えまして、奈井江町において、本年9月より、新たに「5歳児健康相談事業」に取り組んで参りました。

事業の内容と致しましては、5歳児の健やかな成長と発達、そして保護者の子育てへの不安の解消を目的に、9月と2月の年2回、保護者や教育、保育施設の関係者に、事前に提出して頂く健康相談票を基に致しまして、保健師や栄養士、幼稚園教諭、保育士等のスタッフが、個別面談方式による相談会として実施するものでございます。

面談の前には、相談票を基に致しまして、面談後の対応も含めた事例検討を行いました。必要に応じて、子どもの力を伸ばすための育児方法についてアドバイスを行ったり、場合によっては、児童相談所や教育関係のアドバイザー、子ども通園センター等の専門機関を紹介するなどの支援を行います。

第1回目の相談結果についてでございますが、対象となった21人の5歳児のうち、現在、支援中の1人を除きまして、言葉や食事、行動面で気になる、経過観察行った方が良いと思われる子どもが6名程おりました。

この子どもたちに関する主な相談内容と致しましては、「落ち着きがない」あるいは「発音が不明瞭」「親の言うことを聞かない」といったことから、「日常のくせ」「食べ物の好き嫌い」等が挙げられておりまして、今後も経過観察を行いながら、半年後に改めて発達確認や相談を行いながら、必要に応じた支援を行って参ります。

この健康相談は、発達障がいのほか、肥満や健康、生活面での発見があった後、支援に繋げていく、とされていますが、一般的に保護者自身が、子どもの特性を理解し、受け止めるには、どうしても時間がかかることから、関係者も一緒になって考え、早めの対応に心がけ、学校との連携を図りながら、就学をスムーズに迎えられよう、取り組んで参りたいと考えております。

2点目の「集団生活をしていない、在宅の5歳児の人数と相談後の対応」についてでございますが、在宅で家庭保育されている子どもは3名おりました。現在のところ、行動等、気になる子はおりませんが、今後、集団生活に入る中で、行動を観察していきたいと考えております。

また、「子どもが親の言うことを聞かない」など、育児ストレスを抱えた母親が1名おられます。

この方の悩み解決のため、保健師による自宅訪問や、子育て支援センターとの連携を持ちながら、対応して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時34分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

笹木議員のご質問のございました、特別支援教育の対応と相談体制についてお答えを申し上げます。

現在、小学校では、知的障害教室、肢体不自由児教室、病弱身体虚弱教室、言語障害教室及び情緒障害教室の5つの特別支援学級を設置をし、12人の児童に対し、6人の教師が指導を行っております。

合わせまして、普通学級での学習時には、担任教師と3人の特別支援教育支援員が、

指導を行っているところでございます。

また、中学校では、現在、知的障害教室及び情緒障害教室の2つの特別支援学級を設置をし、4人の生徒に対し、3人の教師が指導しているところでございます。

子どもたち1人ひとりの教育的ニーズを把握をしながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、又は克服するため、適切な指導と必要な支援を行っているところでございます。

児童生徒や保護者が抱える様々なニーズや心配ごとなどの相談につきましては、まずは、学校や教育委員会が相談窓口となり、保護者の意向を踏まえ、ケースによりましては、道立特別支援教育センターの研究者、道立養護学校の教諭、空知教育局の指導主事等、専門的な知識と経験を有する専門員に来町頂き、相談業務に携わって頂き、そして児童生徒や保護者のニーズにお応えをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

ご理解の程をよろしくお願い致します。

●議長

(13時37分)

町長。

●町長

笹木議員の先ほどの質問の中にありまして、答弁の中で、発達障がい児対策についての2点目の中で、集団生活をしていない在宅の5歳児の人数と相談後の対応についてでございますが、在宅で家庭保育されている子どもは3名おり、現在のところ、行動等、気になる子は「おりません」と私言ったそうなんです。

「おります」と言ったつもりなんです、そういうふうに聞こえたということでございますので、訂正して、お詫び申し上げたいと思います。

気になる子は、「おります」が、「います」が、とこういうことでございます。

「おりません」と、さっき言ったそうでございますので、申し訳ございません。

以上でございます。

●議長

(13時42分)

笹木議員。

●7番

発達障がい児対策について、町長また教育長にご答弁を頂きましたけれども、まず、5歳児健康相談の実施ですけれども、平成19年に5歳児健診を提案させて頂きましたが、今またこのような形で、3歳児健診から就学前健診までの間に、このような施策を町として取って頂いたことに、本当に感謝をしたいと思います。

今ほど、町長のご答弁にもありましたが、21名中1名が支援を要する、また不安な子どもが6人いるということは、もう本当に、このまま就学前健診を受けたことを考えると、大変、この事業のね、大きな成果ではないかなって、そのように思います。

多分、3歳児健診では、なかなか見つけられなかった部分なのかなというふうに思っております。

またその後の対応についても、今ほど、ご答弁ありましたが、様々な方たちの手を受けて、その子たちが、色々な支援を受けながら、元気に入學して頂くことも願いますし、ただ、5歳児の在宅児、これ私大変気になっていた部分であります。

平成19年に町長に、5歳児健診の一般質問をさせて頂きました。

これには、動機がありまして、私の本当に仲良くしていた方のお孫さんが、就学前健診で、実は、発達障がいがあったんですね。

母親もおばあちゃんも、みていたおばあちゃんも、誰も気がつかない。

全く想像もしてなかったんですが、残念ながら、本当に楽しみに待っていた小学校入學が、支援学級の入學というような形になってしまったんです。

で、この時に、一般質問させて頂いたんですが、この時に思ったのは、家族以外の目線っていうんですか、が凄く大事なんだなという部分で、5歳児の在宅児の、今ほど町長に質問させて頂いたんです。

気になる子どもがいるという点も大変重いと思います。

どうか、ここらへんも、本当に様々な手をかけてあげて頂きたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、教育長には、ちょっと再質問になりますけれども、質問させて頂きたいと思うんです。

5つの特別支援学級、色々な部分で頑張ってもらっていますが、まずですね、保護者の方から、相談の、子どもに対して不安があって、相談をしたいんだという件数なり、事例がありましたら、お伺いしたいと思います。

また、保育所、小学校、中学校と、子どもたち進んでいくわけですがけれども、途中で、支援学級に編入されるというようなお子さんがいるのかという部分ですね。

もし、いた場合ですと、小学校、中学校在学中にも、改めて、そのための障がいの為の検査も必要になってくるのかなというふうに思いますので、伺いたいと思います。

私も、議員をやって十何年間の間に2件ですね、町民相談を受けました。

それで親御さんから相談を受けて、2件とも成人を過ぎておまして、札幌の障がい者総合相談所に、親に頼まれて一緒に同伴したわけですがけれども、朝に行って晩までかかる1日がかりの診断を受けて、結果、2人とも療育手帳を受けたんですね。

親として、子どもが療育手帳を受けるということに本当になかなか理解してもらい、納得してもらいということが抵抗があることも事実ですがけれども、この2人のうちの1人はですね、支援学級には、小学校、中学校には行ってなく、そのまま社会に出てしまいました。

それで、社会に対応出来なくて、もう二十歳も過ぎてから家に引きこもるような状態で、親が本当に心配して、相談に私の所に来たんですがけれども、一緒に相談センターに行って、結果的には障がいがあって、療育手帳を受けた。

でも、この子言われたんですね、先生に。

しっかり小学校、中学校で特別支援をきちっと受けていたならば、軽度なので、社会

復帰出来たかもしれないって。

こういうお話を伺った時に、本当にその早くに見つけてあげることが大事なんだなというのも私自身も自分でも体験の中でありまして、保護者の、教育長にですね、なかなかこちらではそう思っている、保護者の方に理解を得られないというようなことがあるのか、その点についても伺いたいと思います。

●議長

(13時45分)

教育長。

●教育長

只今の笹木議員の再質問ということでお答えをさせて頂きたいと思いますが、まず、1点目の保護者から、例えば教育相談へ、ある意味、自らといいますか、いうことの相談につきましては、担当の方からもちょっと話を聞いたこともございますが、やっぱり少ないようでございます。

その多くが、やはり、保育所から、もしくは保健師からということで、相談を受けるケースが、その方が多いというふう聞いておりますので、その点、ご理解を頂きたいと思いますが、また途中からでの普通学級から、特学への移行というのは、これもございます。これも聞いております。

近々1年生も、入学時期には、ある意味、保護者のお考えもあって、普通学級ということでございますけれども、やはり、その間、学校等の指導等で2年生から特学へというケースもあるというふうにもお伺いをしておりますし、そういうケースもあるということでご理解を頂きたいと思います。

それで、やはり、今お話ございましたように、特別支援、特に教育については、早期発見、先ほど町長のご答弁にもありましたように、早期支援というのが第一だというふうに考えてございます。

特に、療育手帳の交付もそうですし、特別支援教育もそうですが、そのキーマンとなるのが、やはり保護者でございます。

その保護者のご理解とそれとある意味、手続き上の申請行為がなければ一つも動かないというのが実態でございます。

そういうことから、先ほど町長のご答弁にもありましたように、保護者が子どもの特性を理解し、また、それを受け止めるというのは時間がかかりますし、私も親でございますので、そういったものについてはやはり非常に大変なことだということも、私ども感じてはおりますが、私どもと致しましても保護者の立場に立ってですね、慎重に又は丁寧な説明をして、保護者に対して、ご理解を頂きながら、早期支援に向かっていくのが、そのお子さんの将来の為というふうに考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(14時46分)

笹木議員。

● 7 番

今ほど、再質問の答弁を頂いて、理解をさせて頂きました。

ただですね、いつも思うんですよ。

親は、こういう事例に私自身がぶつかった時に、親は子どもの一生を見届けられないんですよ。

それで、子どもの将来の自立に繋がる、ですから先ほど、再質問の答弁にも、教育長のご答弁にもありましたけれども、果たして、普通学級からね、支援学級に行くことが、子どもにとって不幸なのかということですよ。

この先々、私もその相談を受けた事例ではもう成人も過ぎて、1人は30代になっている。

そんなになると、親がどうしようもなくなってという状況の相談でしたから、ですから、早い時期にやっぱり見つけてあげて、これからもですね、子どもたちが本当に、良い環境、ある意味、良い環境、そういう状況の中で、頑張っていけるように、なお一層の努力をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次に、「子供安心カードについて」教育長に伺います。

現在、生活環境が大きく変化し、ある意味、子供たちにとっても衣食住に不満を持たず生活できる環境が整っている反面、多様なアレルギーや、健診結果でもあるように病気の既往症や予備軍とされる子供が増えております。

まずは保護者が子供の健康管理をしっかり行うことが最前提ですが、子供たちが生活の多くの時間を過ごす保育所・小学校・中学校において、病気や怪我、アレルギーなどの緊急を要する事態が発生した際、対応策の一つとして病歴や服薬・かかりつけ医・アレルギーの有無が記載された「子供安心カード」の導入が行われている自治体があります。

緊急搬送が必要な場合には、駆けつけた隊員にカードを渡し、正確な情報の伝達を行い、医療機関に搬送するものです。

緊急の現場では、搬送にかかる時間を短縮することが最も大事な事ですので、情報収集する時間の短縮は、現場の救命士にとって「画期的な改善だ」との事であります。

近隣の自治体でも既に、健康管理票・生活管理指導票など作成されているようですが、学校側が全児童生徒分の健康管理をする為に作られているものであり、情報を外部提供できるようには出来ていないようであります。

安心材料として、外部提供の同意をとることが必要ではないかと思えます。

高齢者や障がい者の個人情報の共有も大きく推進されました。

教育委員会も消防も、また行政も、「子どもの命を守りたい」との目的は一致していると思えますので、情報の共有がなされているのか、また、どのような形で行われているのか。

現在施行されている「緊急医療情報キット」の子ども版にもなるわけですが、「子供安心カード」に近い形での導入について、教育長にお伺い致します。

●議長  
教育長。

(13時49分)

●教育長

只今、笹木議員よりご質問のございました「子供安心カード」について、お答えを申し上げます。

現在、小学校では、児童の健康状態や既往症、これは、過去にかかった病気でございますが、既往症、予防接種の有無、アレルギーなどを記載した「保健調査票」、また、中学校では、小学校と同様の内容を記載した「健康カード」を作成しております。

また、保育所におきましても、同様の「生活・児童調査票」を作成し管理をさせて頂いております。

もし、緊急を要する事態が発生した場合には、その調査票を確認した上で、教職員が同乗し、様々な体の状況を救急隊員に伝えるということにさせて頂いております。

本町の調査票につきましては、それぞれの書式ではありますが、健康診断の記録と合わせまして、毎年、保護者から、児童生徒の健康に関する情報提供をお願いし、必要に応じ、記録事項を更新をしております。

今後ともこれを活用した中で、迅速適切な対応を図って参りたいと考えてございます。よろしくご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長  
笹木議員。

(13時50分)

●7番

「子供安心カード」についてご答弁を頂きましたけれども、保育所、小学校、中学校、それぞれが、子供の健康管理票をしっかりと、あるということで、まずは、町の子供たちに健やかな成長を目的に、様々行って頂いているということに感謝したいと思いますが、この、それぞれの票の管理義務といいますか、それがどのようになっているのか、というのを合わせて、緊急時にスムーズな使用が出来る状況になっているのか、まずは伺いたいと思います。

それと合わせて、今まで奈井江町において、この緊急搬送の実例があるのか、伺いたいと思います。

もう1点ですね、このそれぞれの健康管理票なんですけれども、こういうものが、自分の子供の健康管理票が、それぞれ保育所、小学校、中学校でですね、しっかりと管理されているということが、保護者の方が認識しているかっていうことですよ。というのは、子供の健診なんかみましても、なかなか保護者の協力が得られないというような結果も出ているように思われているんです。

その意味で、先ほど私、同意と申しましたけれども、そういうカードに、親の同意書を貰うことによって、自分の子供がしっかりとこういうような形で、各学校で、管理をさ



れているんだという、親の認識度を高めるためという意味にも捉えて頂いていいのかなと思うんですけれども、そういう意味で、同意ってというような質問もさせて頂きました。

それと、言い換えれば、これはあまり良くないかもしれないんですけれども、うちから出て学校にいる間、保育所にいる間、何かあったら、やっぱり町の学校なり、施設の責任というようなことの回避にも繋がるために、親の意識も高めて頂きたい。

そんな思いもあっての再質問です。

よろしくお願い致します。

●議長

(13時53分)

教育長。

●教育長

まず1点目でございますが、先ほどご答弁をさせて頂きましたカード等の管理については、当然、答弁の中にもお話させて頂きましたように、重要なものというふうに、管理者の方も認識はしてございますので、いざという時には、当然、すぐ出せる体制にあるということで、ご理解を頂きたいと思えますし、また、救急車等の救急搬送の実例でございますが、近々はそういうような実例はないというふうに、聞いてございます。

ただ、4年ほど前に、ちょっと保育所で1件、救急車でということは聞いてございますが、これもおかげさまでございますが、小中学校については、この数年、そのような救急車を使って緊急搬送のケースについてはないというふうに報告は頂いているところでございます。

それと、あと3点目の保護者の認識でございますが、先ほど私の答弁の中でもございましたように、それぞれ、例年、必要に応じて、保護者に情報等の提供をさせて頂いておりますので、その時点でそれぞれ保護者には確認をさせて頂いているというふうに私どもは思っております。

よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

●議長

(13時54分)

笹木議員。

●7番

ご答弁ありがとうございました。

本当に、いざという時に、しっかり子供たちが守られるように、ともあれ、全国的に本当に出生率が下がっている状況の中、奈井江町も子供さんがどんどん減っております。

町にとっても、国にとっても、大切な、大切な子供さんですので、より一層の努力をお願いして、健康管理ですね、お願いして、私の質問とさせて頂きます。

以上です。

●議長

(13時55分)

以上で、町政一般質問を終わります。

ここで、休憩をはさみたいと思いますが、会議の再開は2時05分と致したいと思いをます。

暫時休憩します。

(休憩)

---

## 日程第6 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時05分)

### ●議長

再開致します。

日程第6、議案第7号「地域振興基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

第4回の定例会出席お疲れさまでございます。

議案書の45頁をお開き下さい。

議案第7号「地域振興基金条例の一部を改正する条例」

地域振興基金条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

地域振興基金条例の一部を改正する条例につきましては、地域の元気臨時交付金、これが本年1月に決定をした日本経済再生に向けた緊急経済対策において、公共投資の地方負担を軽減するための特例措置として創設されたものであります。

確定した交付金1億2,180万3千円のうち、1億1,133万4千円を平成26年度において実施を計画しております町立病院の屋上防水工事、やすらぎの家の屋上防水、外壁改修工事、奈井江・浦臼消防統合支署の建設事業負担金等々の財源に充当するためにこれを積み立てを行おうとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

### ●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

### ●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(14時08分)

●議長

日程第7、議案第1号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書1頁をお開き下さい。

議案第1号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」

平成25年度奈井江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,283万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,651万9千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金1億2,180万3千円を追加し4億8,111万1千円、15款道支出金51万4千円を追加し3億1,215万9

千円、17款寄付金458万円を追加し592万円、18款繰入金1,564万8千円を減額し2億1,636万1千円、20款諸収入158万3千円を追加し9,560万1千円、歳入合計1億1,283万2千円を追加し50億5,651万9千円。

次に歳出であります。2款総務費1億1,745万円を追加し5億387万6千円、3款民生費309万9千円を減額し7億8,873万1千円、6款農林水産業費106万9千円を追加し3億5,468万4千円、8款土木費334万円を追加し5億5,188万5千円、10款教育費57万3千円を追加し4億639万9千円、12款職員費650万1千円を減額し6億8,253万7千円、歳出合計1億1,283万2千円を追加し50億5,651万9千円であります。

補正予算の概要についてご説明を申し上げますが、歳出より説明致しますので、8頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、管財事務に要する経費として、事業費支弁の精査により消耗品費で22万2千円を追加計上。

交通安全対策費では、防犯灯に要する経費として、電気料金の値上げにより、光熱水費で130万円を追加計上。

地域振興基金では、ご寄付による積立金458万円、地域の元気臨時交付金基金積立金で1億1,133万4千円、合わせまして1億1,591万4千円を追加計上致しております。

統計調査費の指定統計費では、来年度実施予定の調査、農林業センサス等の事前調査費用として1万4千円を追加計上致しております。

民生費、社会福祉費の老人福祉費では、後期高齢者医療保険に要する経費として、平成24年度医療費確定に伴う、道の後期高齢者医療広域連合負担金の清算で72万6千円の追加計上。

高齢者対策費では、介護保険関連サービス事業に要する経費、また、人事異動等による人件費の精査で、給料・職員手当・共済費・退職手当負担金合わせまして203万4千円を減額計上致しております。

11頁の地域包括支援センター運営に要する経費では、同じく人件費の精査を行い250万6千円を減額計上。

12頁、児童福祉費の保育所費では、0歳児等の保育に対応するため、臨時保育士の共済費及び賃金で62万円、認定子ども園に向けた施設の名称サイン書換修繕で9万5千円、合わせまして71万5千円を追加計上致しております。

農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農業者年金事務に要する経費として、年金事務委託料の増額に伴う精査により、一般職給料・旅費、合わせまして24万8千円の追加計上。

14頁の農業振興費では、農業振興に要する経費として、国の農地集積のための総合的な対策に対応し、農地集積に協力する者に対する交付金50万円を追加計上。

農業構造改善センター費では、財源の振り替えを行っております。

商工費の商工業振興費では、同じく財源の振り替えを行ったところであります。

土木費、都市計画費、下水道費では、下水道事業会計における繰出金の見込み精査で

334万円を追加計上。

消防費では、地域の元気臨時交付金を「奈井江・浦臼消防統合支署」の実施設計負担金に充当するため、財源の振り替えを行ったところであります。

教育費、教育総務費の教育委員会費では、新任教育委員に対する研修等の費用、合わせて1万2千円の追加計上。

16頁の事務局費では、空知教育局主催のいじめ根絶リーダーキャンプ参加負担金1万2千円を追加計上。

小学校費の学校管理費では、その他小学校の管理に要する経費として、電気料金の値上げ、また統合に伴う使用教室の増加などにより、光熱水費54万9千円を追加計上したところであります。

保健体育費の体育施設費では、財源の振り替えを行っております。

職員費の職員給与費では、人事異動等による人件費の精査で、一般職給料233万4千円を減額計上、職員手当等で151万8千円を減額計上、特別職・一般職共済組合負担金で437万4千円を減額計上、退職手当組合負担金では、3年に1回行われます、事前納付金と追加負担金総額との清算を行い172万5千円を追加計上、合わせまして650万1千円を減額計上致しております。

続いて、歳入について説明致します、6頁にお戻り下さい。

国庫支出金の国庫補助金の総務費国庫補助金では、公共投資の地方負担を軽減するため、国より交付されます、地域の元気臨時交付金で1億2,180万3千円を追加計上。

道支出金、道補助金の農林水産業費道補助金では、農地集積協力金交付事業補助金で、50万円を追加計上。

道委託金の総務費委託金では、統計調査の事前調査に係る委託金1万4千円を追加計上。

寄附金では、永井志津枝様、中川小夜子様、株式会社鈴木東建様、北門信用金庫様、株式会社ハタナカ昭和様のご寄附により458万円を追加計上致しております。

諸収入の受託事業収入の民生費受託事業収入では、道後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、重複・頻回受診者に対する訪問指導受託料2万4千円を追加計上。

雑入では、臨時職員・臨時保育士の社会保険料自己負担分14万6千円の追加計上。

みなクルの自動販売機設置料4万5千円を追加計上。

事業関連雑収入では、地域農業再生協議会負担金の精査2万7千円の減額、農業者年金事務委託料で24万8千円を追加、合わせまして22万1千円を追加計上致しました。

災害補償保険収入では、公有物件建物災害共済金114万7千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差1,564万8千円につきましては、6頁の歳入予算、財政調整基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(14時18分)

●議長

日程第8、議案第2号「平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書21頁。

議案第2号「平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」

平成25年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,864万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金334万円を追加し2億5,856万1千円、6款町債270万円を減額し1億5,220万円、歳入合計64万円を追加し5億3,864万円。

歳出、1款下水道費64万円を追加し8,255万5千円、歳出合計64万円を追加し5億3,864万円。

下水道事業会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

25頁をお開き下さい。

歳出の下水道費、下水道整備費の総務管理費では、消費税及び地方消費税の確定に伴い64万円を追加計上致しております。

次に歳入でございますが、町債の下水道事業債で資本費平準化債の確定により270万円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差334万円につきましては、一般会計からの繰入金を追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(14時21分)

●議長

日程第9、議案第3号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書27頁をお開き下さい。

議案第3号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、病院事業費用1,970万7千円を追加し11億6,764万3千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費1,623万9千円を追加し5億6,933万6千円。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

病院事業会計補正予算(第2号)の概要につきましては、人事異動等による人件費の精査であります。

収益的支出から説明致しますので、29頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、人事異動等による人件費の費用精査を行い、合わせて1,623万9千円を追加計上致しております。

経費では、退職手当組合負担金で、一般会計同様、事前納付金と追加負担金総額との清算を含めまして346万8千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では4,655万6千円の赤字となりますが、繰越実質収支では2億8,360万9千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を



お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。  
森議員。

●6番

今、病院会計の方で説明ありましたように30頁のところに、職員の補正前と補正後の職員人数が出ているんですけども、合計で7名増えているんですけども、今、説明では人事異動ということなんですけれども、これは、臨時職員が正職員に変わったという捉え方でいいのか伺いたいんですけども。

これ7名全員が臨時職員から正職員に変わったのか、その点をお聞きしたいのと、それから、この7名が、正職に変わって、看護体制はあまり影響はないと思うんですけども、看護体制が変わるのか変わらないのか、その2点について、お伺いしたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員お話の通り、今回の補正で、職員数が7名増という形で、今回、追加補正をさせて頂いているところでございますが、この7名の内訳でございますが、まず、事務職で人事異動1人増ということになってございます。

それと看護職につきましては3名でございますが、そのうち、議員のお話の通り、臨時職員から今回、正職員へ採用した者が4名おります。

で、人事異動で1人減ということになっておりますので、差引3名ということでございます。

それと、介護職につきましては3名、内訳を申し上げますと、臨時職から正規職員に採用になった者が2名、それと人事異動によりまして、1名の増ということで合わせまして3名ということでございます。

このようなことから、今回の臨時職員から正規職員への採用という人数につきましては、看護、介護合わせまして6名ということで、今回、給与費の増をさせて頂いているところでございます。

なお、今回、この体制によりましては、特に、今、地方の看護師不足等の問題等々がある中で、特に臨時職員の中でも、優秀な人材を確保しておきたいということもありますし、合わせて、やはり体制の安定化等々も含め、このような正職員化を図ってきたということございまして、このような結果の中で、現在の患者数並びに今後の動向を踏まえまして、看護体制、介護体制も含めてこの整備をしたことによって、今後も体制は

きちっと整備される結果というふうになったところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にございませんか。

森岡議員。

●5番

私、聞きたかったところは、森議員と大体同じところなのですが、それで今説明がありましたので、それで、最後の方に、今回、大きな、臨時職員を正職員にしてきたという中で、これからの体制については、大体整備をされたというように聞こえたんですけども、今後もちよこちよことね、臨時職員から正規ということはあるんでしょうけれども、今回のこの補正をもって、人員の体制や確保ということについては、病院としては、大体一定の目途がついたということで、確認をさせて頂きたいと思いますが。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

先ほど申し上げましたように、今回の体制、整備によりまして、今後の患者さんに対する、職員の配置基準に基づいた体制は整備されたというふうに考えております。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(14時30分)

●議長

日程第10、議案第4号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書31頁をお開き下さい。

議案第4号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」

総則、第1条、平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、介護老健事業収益137万6千円を追加し2億3,409万6千円。

支出、第1款、介護老健事業費用112万4千円を減額し2億2,768万9千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費219万6千円を減額し1億1,717万円。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、主に人事異動等による人件費の精査であります。

収益的支出より説明致します。

33頁をお開き下さい。

介護老健事業費用、営業費用の給与費では人事異動等による人件費の費用精査を行い、合わせて219万6千円の減額計上であります。

材料費では、薬品費で132万円を追加計上。

経費では、退職手当組合負担金24万8千円を減額計上致しております。

次に、収益的収入であります。介護老健事業収益、営業外収益、その他営業外収益では、事前納付金と追加負担金総額との、これは退職手当組合ですが、清算により13

7万6千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では456万1千円の赤字となりますが、繰越実質収支では6,620万1千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(14時32分)

●議長

日程第11、議案第5号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書35頁をお開き下さい。

議案第5号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第3号）」  
総則、第1条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、介護老副事業収益4万8千円を減額し2億7,757万8千円。

支出、第1款、介護老副事業費用84万9千円を追加し3億5,626万3千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費25万4千円を追加し1億4,581万円。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

今回の補正の内容につきまして、これも人事異動等による人件費の精査であります。

補正の内容につきましては、収益的支出より説明致しますので、37頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の事業費用では、人事異動等による人件費の費用精査を行い、給与費で20万4千円を追加計上。

経費では、貯湯槽給湯配管修理21万9千円、退職手当組合負担金で、人事異動等及び事前納付金と追加負担金総額との清算による精査37万6千円、合わせまして59万5千円を追加計上致しております。

事業外費用の高齢者生活福祉センター費では、賃金改定に伴う生活援助員の費用精査を行い5万円を追加計上致しております。

次に、収益的収入であります。介護老福事業収入の事業外収入では、臨時職員社会保険料自己負担分の精査で4万8千円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では1,154万8千円の赤字となりますが、繰越実質収支では7,200万1千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 閉会

●議長

おはかりします。

12月5日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため12月5日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれにて散会と致します。

なお、12月6日は10時00分より会議を再開致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(14時36分)

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

定例会最終日の出席ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番石川議員、3番三浦議員を指名します。

---

## 日程第2 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ●議長

日程第2、議案第6号「奈井江町債権管理条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

おはようございます。

議案書の39頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町債権管理条例」

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

提案理由と致しましては、町の債権の管理に関する事務処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることによって債権管理の適正化を図るということを目的に制定をしようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

### ●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

議案第6号「奈井江町債権管理条例」の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条の目的についてでございますが、本条例は、町の債権管理に関する事務処理について、一般的基準、その他必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図ることを目的としてございますが、定例会資料1頁、資料1の上段に記載しておりますとおり、具体的には、これまで各担当課で個別に進めておりました台帳の整備や督促などの事務手続きについて、明確化と統一化を図るとともに、私債権については、時効期間が経過しても債務者の時効の援用がなければ徴収権が消滅しないことから、保有している債権の中で、徴収見込のない債権の放棄を適切に進めようとするものでございます。

第2条の用語の定義についてでございますが、資料1の中段に、債権の分類を記載してございますが、町の債権を「公債権」と「私債権」に区分し、このうち「公債権」につきましては、町税、保育料、下水道使用料など、地方税の滞納処分の令により強制徴収できる債権を「強制徴収公債権」として、公の施設の使用料や証明手数料など、民事執行法による強制執行が必要な債権を「非強制徴収公債権」として定義をし、「私債権」として、病院診療費、住宅使用料など、私法上の原因に基づいて発生する債権を定義してございます。

また、条例では、「非強制徴収公債権」と「私債権」をあわせて「私債権等」と定義してございます。

第3条から第6条につきましては、関係法令や条例、規則等に基づいた管理に努めるとともに、台帳や徴収計画の策定など、適正で計画的な事務処理を行うことを規定してございます。

40頁、第7条の滞納者情報の相互利用につきましては、債権管理に関する事務を効果的に行うため、地方税法などの法令や個人情報保護条例に違反しない限りにおいて、債務者の情報を関係部署相互に利用できることを規定してございます。

第8条では、督促についての訓示規定を、第9条では、督促手数料・延滞金の徴収は、町税の例により徴収することを規定してございます。

第10条から42頁の第16条までは、地方税法や地方自治法施行令の規定事項と同様の内容を、確認規定として規定したものであり、各条項の趣旨につきましては、資料2頁に記載のとおりでございますが、町の債権に未納が発生した際にとるべき措置等を、条例に一覧として規定することにより、各担当課における債権管理の一層の適正化を図っていかうとするものでございます。

第17条につきましては、私債権等について、債権回収に向けた措置をとっても、なお徴収が見込めない債権を放棄することにより、滞納債権の適正で効率的な管理を進めようとするものでございます。

第1号から第3号までは、国の債権における取り扱いと同様に、私債権の消滅時効の期間が満了したとき、破産法などの規定により当該私債権等の責任を免れたとき、債務者が死亡し、その債務について限定承認があったときなどは、当該債権が、事実上消滅



していると判断し、債権を放棄できることとしたものでございます。

43頁の第4号及び第5号は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあることから、強制執行や徴収停止の手続き後も、弁済の見込がないときに、債権を放棄できることとしたものでございます。

第6号及び第7号は、債務者の状態により、事実上、徴収の見込がない場合で、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当期間を経ても、弁済の見込がない場合や、債務者が失踪・所在不明などの状態にある場合は、債権を放棄できることとしたものでございます。

次に、附則についてでございますが、第1条で、本条例を平成26年1月1日から施行すること、第2条で、督促手数料の徴収を規定していた「使用料、手数料の未納に関する措置条例」を廃止すること、第3条及び第4条で、本条例の施行日前に発生した債権や措置に対する経過措置を、第5条では、本条例の制定に伴う、他の条例の一部改正について規定しており、内容につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上、「奈井江町債権管理条例」について、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

#### ●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森議員。

#### ●6番

改めて、皆さん、おはようございます。

今、債権管理条例の概要の説明がございました。

確認も含めて3点ほどお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料の1頁のところにあります私債権の債権放棄のところにありますけれども、私債権は時効期間が経過しても債務者の時効の援用がなければという文言があるんですけれども、この援用についての言葉の確認をお願いしたいのが1つです。

私の辞書では、この援用という言葉は、自説の助けをして他説を引くという、言葉しか回答が出てこないんですけれども、これを具体的にいうのであれば、申し立てということかなということなんですけれども、そこらへんの具体的な言葉の内容をちょっと説明をして頂きたいと思います。

それから、3番目にあります、債権の管理の主な流れの中に、回収の所にあるんですけれども、回収の所に私債権は、「裁判所を通じた司法手続きによる」ということがあるんです。

これは、私債権を回収するにあたり、裁判所に手続きを必要とするのかどうか、そのへんを確認したいと思います。

それから、私債権の時効のところ、4番目になるんですけれども、民法上の第167条から商法の522条まで書かれています。

これは、時効期間が右の方にいって1年から10年まで書かれているんですけれども、

これ、1年が具体的にいうとどんなものがあたって、2年3年5年って、10年もあるんですけれども、どういうものが具体的にあたっていくのか、そのへんのところ、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

森議員のご質問にお答えをしたいと思いますのですが、まず、1点目の援用の意味でございますが、時効の援用につきましては、時効によって、利益を受ける者が、時効の利益を受ける旨の意思を表示することというような内容になってございます。

私債権の場合ですね、この時効が、援用が必要だというのは、私債権以外の公債権につきましては、地方自治法または個別の法律によってですね、時効期間が経過した場合には、その時点で消滅するということ明確に謳われておりますが、私債権につきましては、そういった個別の法令に謳われていない場合については、民法の規定が適用されるということで、私債権については、このような時効期間が経過しても債務者からの時効の援用、これは、時効期間が経過したというような主張がなければ、徴収権そのものが消滅しないというような法解釈になっているということでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

次に、2点目の裁判所の手続きが必要かどうかという、手続きの関係でございますが、資料1の3の方の回収のところにありますように、強制徴収公債権につきましては、地方税の滞納処分の令により強制徴収が出来るということで、具体的には自ら差し押さえを実行できるということで、そういった権限が法律上認められておりますが、非強制徴収公債権と私債権を法的な手続きで徴収をすればですね、民間と同じような裁判所を通じたですね、手続きを得ないと強制的な徴収は出来ないということでございます。

次に、3点目の私債権の時効のそれぞれの種類といいますか、でございますけれども、いくつかの例を申し上げますと、先ほど私債権に該当するものとして、病院の診療費を例示として挙げさせて頂きましたが、病院の診療費につきましては、時効期間でいえば3年、また、住宅使用料、住宅使用料についても私債権に該当するかと思えますが、こちらについては5年、また今申しましたものの他に、健寿苑ですとかやすらぎの家の使用料等も私債権に該当すると思えますが、こちらについては3年というようなもので、それぞれ債権の種類によってですね、年限が分かれてくるというような内容になってございますので、よろしくご理解を頂きたいと思えます。

●議長

他にございませんか。

森議員。

● 6 番

今の課長の答弁で概ねは理解をしたところです。

先ほどの私債権の債権放棄の援用のことなんですけれども、これは時効がきたよという申し出があれば、時効になるということが優先されるということなんです。

そういうふうに捉えていいということですか。

分かりました。

今、わが町、本当に皆さん方の努力によって、かなり、税収の収納率は上がっているかと私なりに判断しているんですけれども、今後においても、こういう条例は出来るんですけれども、徴収方法なりの努力は、今までと、従前と同等にやって頂けるといこと確認したいんですけれども、そのへんはいかがですか。

もう一度お願いします。

● 議長

三本副町長。

● 副町長

私の方から答弁させていただきますけれども、今、議員がご指摘の通り、従前から、収納対策委員会と称するものをもって、横断的に努めて参っておりますし、本当に、微々たる状況ではありますが、少しでも堅実に徴収率を向上させてきたということでもあります。

当然、今後もこのことを続けて参りたいと思いますし、今回、この条例の制定も、基本的には、今いったような形で、万やむを得ない場合について、これを、この条例の適用をさせてですね、適正な管理をするということを前提としているものでありますので、是非、ご理解の上、ご審議を頂きたいと思います。

よろしくお願いします。

● 議長

他にございませんか。

大矢議員。

● 4 番

私からも私債権の債権放棄について質問させていただきます。

今回、私債権の債権放棄について規定されることには、明らかに徴収が見込めない債権の整理が出来、資産評価の適正化に繋がるものと歓迎をするところでございます。

25年度は初年度であり、高額になるかと思えます。

見込み額について、質問させていただきます。

また、今ほど、副町長からも答弁若干ありましたけれども、債権放棄が明確化されたことにより、滞納者が増える点も考えられてます。

対応策については、どのように考えているのか、お伺いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の矢野議員の質問にお答えをしたいと思います。本年度発生をする債権放棄額につきましては、現在精査中ではございますが、見込額と致しまして、町立病院、健寿苑、やすらぎの家の各債権で、合計に致しますと約230万円ほどになるのではないかとということで、現在のところ見込んでいます。

また、私債権の今後の徴収対策といいますか、そちらに対します考え方でございますが、これにつきましては、今後とも文書催告ですとか、臨戸訪問などのですね、取り組みを継続的に実施をしていくことが必要だと思っておりますし、あわせて、納付相談を行いながら、滞納者が条例に規定を致します、履行延期や債権放棄に該当しないのかどうかなど、滞納者の生活状況の把握に努めながら、納付資力に応じた徴収対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

また一方で、納付資力があるにも関わらず、納付に応じない者などに対しましては、納付済者との公平性の確保の観点からも、保証人への履行請求や訴訟手続きなどのですね、強制執行による債権回収も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

いずれに致しましても、今回の条例制定を契機に、滞納整理事務の基本に立ち返り、滞納額の一層の縮減に向けた取り組みを強化していきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にございませんか。

鈴木議員。

●9番

皆さん、おはようございます。

私の方からも、若干、重複するかもしれませんが、質問させて頂きたいと思っております。

毎年度、予算案それから決算案の度に、未収金又は不納欠損ということについては、立場上、憤りをもって、どうしたらいいのかなというふうに心配をしておりました。

そんな中で、このような条例が制定されるという提案でございますけれども、まずですね、現在、全国1,700自治体があるかと思っておりますが、そのうち、その中で全国で160市町村がもう既に制定をされているというふうに伺っているところでございますけれども、この状況が道内、もしくは、空知管内の状況がどのようになっているのかということと、もう既に制定されたこの160市町で、この条例の制定された後に、もちろん、その中から模範とされたものがあると思っておりますけれども、既に制定された市町で課題はなかったのか、又はもしあったとすれば、今回の提案の条例でどういうふうに生かされているかということをもまず1点伺いたいと思っております。

次に、第1条で、制定の目的が、記載されておりますけれども、特に債権管理の適正をはかる上で私債権放棄が含まれておりますけれども、現状で、この放棄に対して、今の現状ですよ、今ほども説明がありましたけれども、もう少し具体的に、どんなことが厳しかったのかということ伺い、またあわせて、先ほどの説明で、今、くらしと財務課長が説明されておりますけれども、平成25年、この条例が制定された後、金額的には230万ほどの、企業会計で放棄ということになるんでないかという推測推定がありましたけれども、これは、企業会計ですけれども、役場内での横の連携を取る時、先ほど説明があった保護法からは心配がないのか、この2点についてまず伺いたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思いますのですが、まず、条例の設定事例に関する件数等のご質問だったと思いますが、全国的な数字でいきますと、鈴木議員がおっしゃったとおり、160市町村というような、これは、自治体向けの情報雑誌に最近掲載されていた数字での把握にはなりますが、160ぐらいというふうに押さえているところでございます。

一方、道内の状況ですが、全体の件数は把握をしてございませんが、空知管内の、各市町村の例規集はホームページ上で確認した結果でございますけれども、現在のところ、5市3町ですね、8市町で条例が設定されているということを確認しております。

またこのうち、中空知においては、芦別市、赤平市、歌志内市の3市で制定済みというふうに押さえているところでございます。

この条例制定後の課題等が、それぞれどういう課題を持っておられるかというのは、大変申し訳ないんですが、そういった資料等もないものですから、そういった把握は正直出来ておりませんので、ご了承をお願いをしたいと思います。

それから、2点目の債権管理の適正化というか、取り組みですね、それを、どのように取り組んでいくのかということでございますが、具体的には、今回、本条例で規定をさして頂きました様々な措置につきましては、第17条の債権放棄を除いては、地方自治法施行令等の法令の規定事項を引き写しをしました確認規定でありますから、その殆どは町として独自の取り組みを行うというようなものでございせんが、これまで、元々法令に定めておられたにも関わらず、実施すべき手順ですとか、書式等が、ルール化されていなかったというような実態がございせん。

今回、条例に合わせまして、この点につきましては、施行規則を制定をし、債権管理台帳をはじめ、督促状や納付誓約書などの関係する書式を定めて、迅速かつ的確な対応が行われるよう、改めて事務処理の徹底を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

個人情報の取り扱いの関係でございますが、まず、町の個人情報保護条例においての

考え方になりますが、相当な理由がある時については、個人情報の目的外利用が出来るというふうに規定されているところでございます。

町の債権に関する徴収業務につきましては、正当な行政事務の遂行を図ることを目的にあることについては、相違はないことから、相当な理由に該当し、滞納者情報の相互利用については、可能であるというふうに考えてございます。

ただ、滞納者の資産や所得に関します情報、いわゆる税情報につきましては、国税徴収法の調査権限の枠内で情報を取得するものであり、その秘匿性の高さから、強制徴収公債権の担当部署相互の情報共有は可能ではありますが、その情報を私債権の担当部署に提供することは、法令上出来ないというような形になってございます。

いずれに致しましても、これらの情報の利用につきましては、別途、要綱を整理をし、適切な運用に努めていきたいというふうなことで考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

鈴木議員。

●9番

はい、分かりました。

そこで、私、大事なことは、未収金を発生させない、ひいては、不納欠損に至らない、公債権の権利はあったものも、そういう努力をしなければならないと思っておりますが、特に病院、事務長がおられますけれども、今、230万の企業会計、やすらぎの施設長も関係ありますけれども、これが発生する時に、一般的に、今まで、何度も決算状況を見ながら、なかなかそういう発想にならなかったんですけども、こういう条例が出来るにあたって、考えられることとして、例えば、病院で未収金、発生する時に、入院だとか外来での診療負担金が納めれないということになるんだと思っておりますけれども、例えば、入院にあたっては、契約書等、同意書というものがあって、保証人ですか、も付けるんですけども、それらが未収に繋がっていくとすれば、先ほど申し上げましたように、未収が発生しないように努力しなければならないと考えれば、そのところの強化をしなければならないと思っておりますけれども、これ、再質問ですから、それを伺ってから、よろしく申し上げます。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の鈴木議員のご質問でございます。

未収金が発生しないということが一番でございますし、我々にとっても、そのような対応をとっていかなければならないということで、今までも、特に、入院の患者さんにつきましては、入院時に本人ないし、その保証人を付けて頂くという中での保証人の提

示を頂き、入院療養して頂いているところでございますけれども、その中で、今進めますのは、もし、未収になった場合においては、毎月催告をさせて頂いているという部分ですとか、あと、臨戸訪問ですね、等々を含めて、それを中心に進めてございます。

今後、この条例を制定をした中では、先ほど、対応策等々で色々お話しをさせて頂いておりますし、今後とも、やはり、その部分については、十分、我々にとっても強化をしなければならないというふうに考えておりますし、あわせて、もし、その未収があつて、それがずっと続くような状況があつた場合においては、これもきちっと詳細については、要綱等々で定めていかなければならないと思っておりますが、先ほどの、小澤課長の方の答弁の中でもありましたように、その方の資産ですとか、そういった情報については、私債権については、なかなか私どもの方としても、調査権ですか、それが無いという中の状況で続いておりますので、例えば、未収が続く方においては、その調査をする上の同意書、いわゆる誓約書的なものももらっていかなければならないんじゃないかと、その上で詳細についてのその方の情報を収集した上で、またその方に対して、進めていくというようなことも、今後進めていかなければならないだろうというふうに考えております。

そのようなことで、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

鈴木議員。

●9番

はい、分かりました。

今、企業会計でのということ、質問をさせて頂きましたけれども、答弁は分かりましたが、企業会計だけでなく、住宅使用料未収金も700万ぐらいあるわけですから、くらしと財務課長も、今のことについては、公営住宅に入居をする場合も同じような方法が取られていると思いますけれども、是非、未収金が発生しないことも1つ視野に入れて検討頂きたいと思います。

再々質問になりましたが、先ほど、副町長の方から大変大事なお話しがありました。

徴収催促にあたっての心構え、対応ということで、森議員にお答え頂きましたけれども、私からも、殆ど重複しますけれども、役場窓口や戸別訪問での徴収をこれまで以上に慎重に、ケースバイケースにあたって頂きたいんですけれども、もう1つ、職員が、変わられても、これは役場内というのは人事異動、色々な効率的な運用ありますけれども、去年の職員さんは良かったんだけど、今年はねというようなことも、若干聞かれたこともありますので、どなたがいつでもこういった対応が変わらない、ケースバイケースによって対応して頂きたいと思いますけれども、もう一度、ご答弁頂きたいと思います。

●議長

副町長。

●副町長

鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思いますのですが、私ども、この私債権の放棄ということ、また逆に公債権についてもそれぞれの法律に基づいて、やるということが大前提となっておりますし、先ほど来、質問がありますように、発生をさせないというのが、基本であることは重々承知をしております。

しかしながら、公ということであるが故に、その病院の患者さんに対する対応ひとつを例にとっても、色々な課題があると。ここに病に伏せている人たちに対して、それが債権云々ということをお優先すべきなのかどうかとかいう、それぞれがぎりぎりの判断の中でベストに近いものを求めて対応しているということについては、これは今更のことではございません、議員の皆さん、十分ご理解頂いていると思いますが、是非是非ご承知おきを頂いて、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

そういうことの中で、先程来申し上げている通り、本当に適正に、万やむを得ないものについては、これを適用していくし、逆にこれをするによって、極めて、悪意という言葉が適切かどうか分かりません。

そういうような債務者がいたら、その人たちが、本当に、納付せざるを得ない場合の社会的な環境づくりの為にも、これは、この条例を活かしていかなければならないというふうに思っていることが1つあります。

それと、合わせまして、今ほど職員が変わったことによってということなんですが、まさに先ほど申し上げましたけれども、職員がマニュアルに従って、淡々とやるということでは、やはりこれも、なかなか難しい、その債務者との信頼関係の下にある程度、納付を意欲を、納税意欲を含めて、醸成していくということも大切なことだとは思いますが、その方によっては逆にマニュアルに従って、法の下に淡々とやらなければならないことがあるのも、これまた事実であります。

いずれに致しましても、それぞれの条例の下で、私どもが誠心誠意、これらを運用していくということをお約束をして参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。  
討論を行います。

(なし)



●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第3、議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時34分)

●議長

日程第3、議案第8号「奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の46頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部を改正する条例」

奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月4日提出、奈井江町長。

本改正条例につきましては、10月16日に町、教育委員会、商工会、観光協会、社会福祉協議会、子ども会育成連絡協議会などによりまして、ないえ冬まつり実行委員会が組織化されました。

これをもって2月1日に全町的な事業として、みなクル周辺での冬まつりを行いたいということの決定がなされたということでもあります。

この奈井江町の活性化に繋がる冬まつりの実施主体でありますこの実行委員会を減免団体と位置付けるために条例を改正しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第8号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第4、議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時36分)

●議長

日程第4、議案第9号「空知中部広域連合規約の変更について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

47頁をお開き下さい。  
議案第9号「空知中部広域連合規約の変更について」  
地方自治法第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。  
平成25年12月4日提出、奈井江町長。  
空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。  
空知中部広域連合規約の一部を次のように変更する。  
この規約の変更につきましては、老人保健医療制度終了後、5年を経過したということの中で、新たな事務が生じていないこと、また、地域社会における共生の実現に向け

て、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、これが24年に施行されておりますが、施行されたことに伴い、空知中部広域連合が実施する事業等の一部について改正をしようとするため、規約を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定を頂きたいと思っております。

なお、この規約につきましては、知事の許可があった日から施行し、26年の4月1日からこれを適用しようとするものでありますので、よろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時38分)

●議長

日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

定例会最終日大変ご苦労さまでございます。

それでは、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を申し上げます。

奈井江町人権擁護委員、井澤一美氏が、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、井澤一美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の意見を諮うところでございます。

平成25年12月4日提出。

なお、履歴については次頁に記載されておりますので、よろしくご審議の上、ご決定願いたいと思います。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第6 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時40分)

●議長

日程第6、意見案第1号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

8番森山議員。

●8番

おはようございます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の補足説明をさせていただきます。

地球温暖化が深刻な環境問題となる中、我が国では化石燃料への依存度が高まり、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要なものとなっております。

しかし、北海道における森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全などの公益的機能の低下や、山村地域の存続が危惧されている現状です。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進め、林業・木材産業の振興を図り、山村地域を活性化するためには、森林・林業を国家戦略と位置づけ、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、人材の育成や、国産材の利用、木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要であります。

また、東日本大震災の被災地における本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要であります。

よって、国会及び政府に対し、只今、局長が朗読された記の事項を実現するよう、強く要望しようとするものであります。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明と致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

---

**日程第7、調査第1号の上程・付託**

(10時45分)

●議長

日程第7、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第8、調査第2号の上程・付託**

(10時46分)

●議長

日程第8、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

- 事務局長  
(調査第2号) 朗読

- 議長  
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長  
異議なしと認めます。  
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 閉会

- 議長  
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。  
平成25年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。  
皆さん大変ご苦労さまでした。

---

(10時48分)